



# 第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

令和2年3月  
一宮市



## ～ はじめに ～

5G（第5世代移動通信システム）やAI、IoTといった技術革新が進む中、私たちの生活や価値観、働き方が大きく変わろうとしています。

その社会の変化に伴い、子育て世代の意識や求めるサービスは、ますます多様化しています。国立社会保障・人口問題研究所が、平成30年7月に実施した「第6回全国家庭動向調査」によると、既婚女性が子どもの世話を頼む相手として、「公共機関」が初めて「親」を上回ったとも聞き及んでおります。

同じような傾向は、本計画の策定にあたり当市で実施したアンケート結果でも表れており、今後も保育や放課後対策などの子育て支援サービス充実への期待が予想されます。

子ども・子育て支援新制度が始まって5年が経過し、女性の就業率も7割を超え、また、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化も始まるなど、子どもと子育てを取り巻く環境は新たなステージを迎えようとしています。こういった動向や第1期の計画の成果を踏まえつつ、このたび令和2年度から5年間にわたる「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、これまで以上に安心して子育てのできる、子育てしやすいまちをめざしていくために、市民の皆さまを始め、学校や地域、各種事業者などの関係者とも連携しつつ、計画に掲げた施策を着実に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、子ども・子育て会議で熱心にご審議いただきました委員の皆さまをはじめ、アンケートなどにご協力いただきました市民の皆さま、関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和2年3月



一宮市長 中野 正康



**「一人ひとりの子どもが健やかに成長する  
安心子育てのまち いちのみや」**  
～みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の背景 .....	2
2 計画策定の趣旨 .....	6
3 計画の基本的な事項 .....	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 .....	9
1 市の全体的な状況 .....	10
2 子どもや保護者の状況 .....	12
3 一宮市の子育て家庭の状況 .....	21
第3章 計画の目標と体系 .....	25
1 計画の基本的な考え方 .....	26
2 計画の体系 .....	28
第4章 子ども・子育て支援施策 .....	29
基本目標1 親と子どもの健康づくり .....	30
基本目標2 安心で楽しい子育ての推進 .....	34
基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり .....	44
基本目標4 仕事と子育ての両立支援 .....	48
基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実 .....	52
第5章 子ども・子育て支援事業 .....	65
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進 .....	66
2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等 .....	68
3 放課後対策の総合的推進 .....	93
第6章 計画の推進 .....	99
1 計画の推進体制 .....	100
2 計画の進捗管理 .....	100
資料編 .....	101



# 第1章 計画の基本的な考え方

---





# 1 計画策定の背景



## 1-1 子育てをめぐる全国的な現状・課題

---

### ① 子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている人口減少と地域経済の縮小に対応するためのさまざまな基本目標が示されました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくことが示されました。

また、雇用の流動化等による就労環境の変化や、男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

### ② 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加するなかでは、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等はさらに無くなっていくことが望まれます。

### ③ 支援が必要な子どもへの対応

さらに厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査（平成 28 年）」によると、平成 27 年において、わが国の 6 人に 1 人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会のなかで丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。



## 1-2 子ども・子育て支援新制度について

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成 27 年 4 月に始まりました。

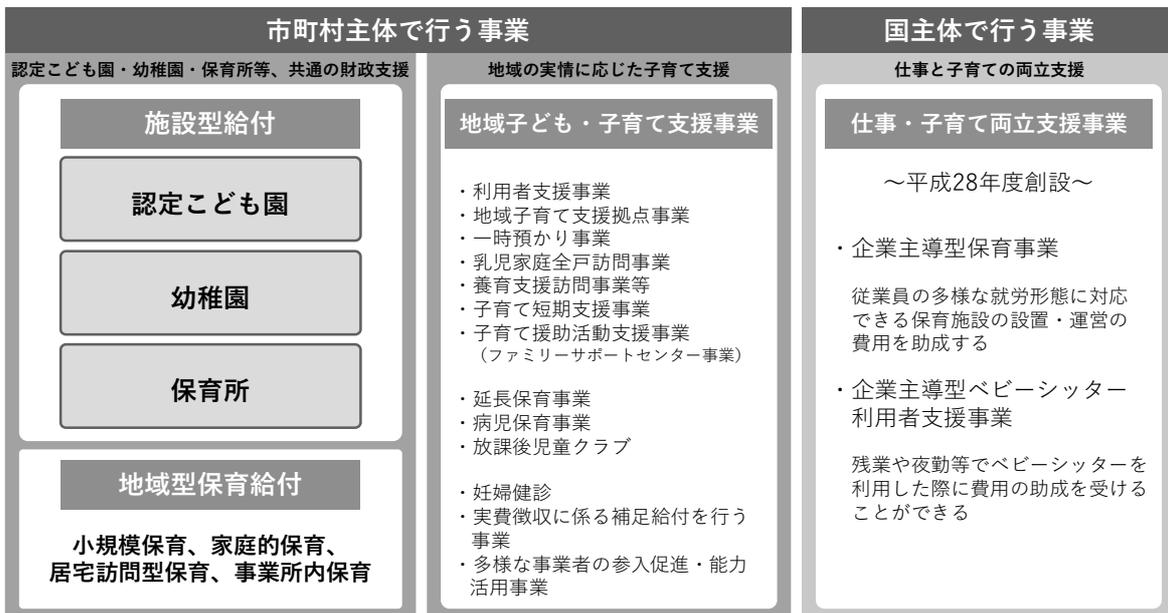
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援新制度を踏まえて策定されます。

### ■新制度のポイント

- (i) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- (ii) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- (iii) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- (iv) 市町村が実施主体となる
- (v) 社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- (vi) 政府の推進体制を整備
- (vii) 子ども・子育て会議の設置
- (viii) 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28 より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年 5 月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK（平成 28 年 4 月改訂版）」）等を参照

### ■新制度の事業・給付体系





## 1-3 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

『一宮市子ども・子育て支援事業計画』（以下「前回計画」という）の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### ① 幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」において実施が提言されました。その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年5月に国会で可決・成立したことに伴い、令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料の無償化が開始されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし幼稚園は、満3歳から無償化</li> <li>● 新制度の対象とならない幼稚園は、月額上限2.57万円まで無償化</li> <li>● 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。ただし低所得者世帯等（年収360万円未満相当世帯）は副食費の免除を継続</li> </ul> </li> <li>● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯に限り無償化</li> </ul>
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の必要性の認定※1を受けた場合、幼稚園の延長保育の利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</li> </ul>
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、月額3.7万円までの利用料を無償化 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 認可外保育施設※2のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象</li> <li>● 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象</li> </ul> </li> <li>● 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯に限り月額4.2万円までの利用料を無償化</li> </ul>

※1：保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）

※2：都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たした施設。ただし、経過措置として基準を満たさない施設も5年間対象

## ② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を令和 4 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

## ③ 新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

近年の女性就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童等の増加が見込まれており、共働き家庭が直面する「小1の壁」や放課後児童クラブの待機児童の解消を目的として、「放課後子ども総合プラン」の次期計画となる平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備をより一層推進することとされました。

具体的な目標として、放課後児童クラブについて、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備して待機児童解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえて令和 5 年度末までに約 30 万人分整備することを目標に掲げられました。

また、すべての小学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的または連携して実施し、小学校内で一体型として 1 万か所以上の実施を目指しています。

## ④ 児童虐待防止をめぐる法的整備を踏まえた動き

近年、児童虐待をめぐる悲惨な事件が続いたことをうけ、児童虐待防止に向けた抜本的な対策強化を進めるため、改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に国会で可決され、令和 2 年 4 月から施行されることになりました。

改正法では、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化を目的としています。子どもの権利擁護では、体罰禁止について法定化し、体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行うこととしています。

また、国・自治体・関係機関が一体となって取り組むため、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がまとめられ、児童相談所の体制強化と、市町村の体制強化を図るための「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されました。



## 2 計画策定の趣旨

『第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「本計画」という）は、近年の社会潮流や一宮市（以下「本市」という）の子どもを取り巻く現状、また、前回計画での進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するためのものです。

さらに、次世代育成支援や母子保健等、子どもと保護者を対象とした施策の基本的な方向性を定めるために策定します。



## 3 計画の基本的な事項



### 3-1 計画の位置づけ

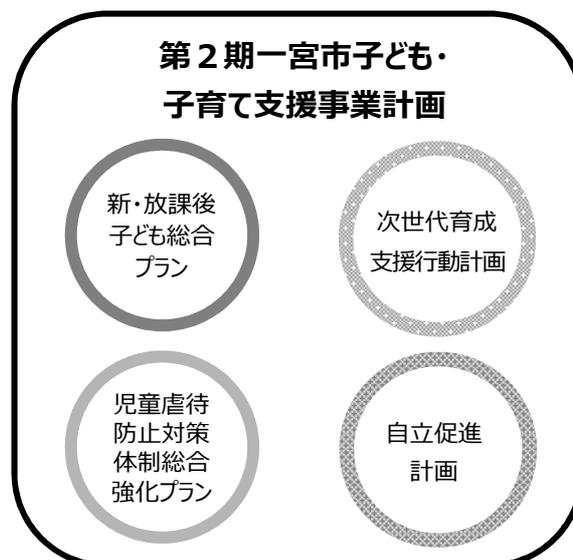
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、次に掲げる計画を包括するものとして策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」

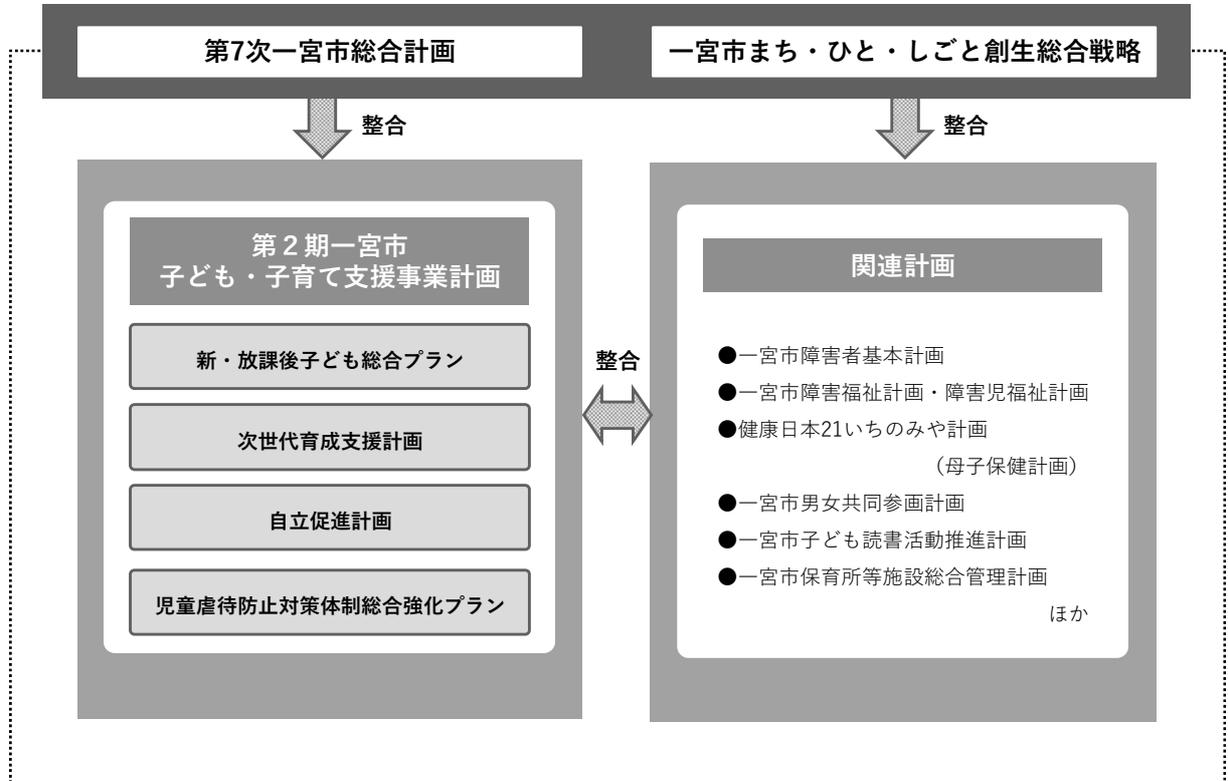
さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、市町村において求められる役割について、本計画の中で定めていきます。

#### ■本計画の構成



本市の計画については、最上位計画である「第7次一宮市総合計画」や、「一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとして、次の計画との調和や整合を図ります。

■他の計画との関連性



### 3-2 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	平成 30 2018	令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026
	第1期		第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画						
								次期計画	

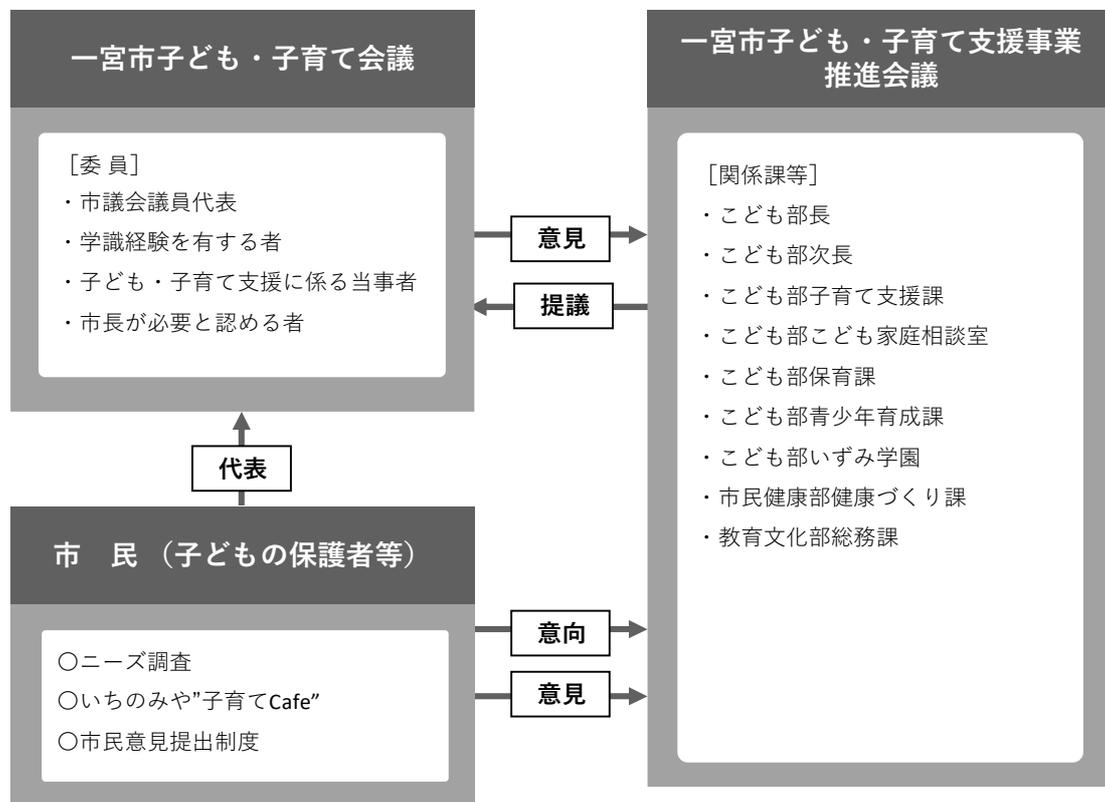


### 3-3 策定体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」を開催し、関係課の連携により計画策定を進めました。なお、計画案検討の段階ごとに「一宮市子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

本計画は、「一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や子育てについて、あったらよいと思う支援などの語り合いを行う「いちのみや”子育てCafe”」により把握した子どもの保護者の意向を基礎的な資料としており、また、市民意見提出制度により広く市民の意見を求めて策定しました。

#### ■一宮市子ども・子育て支援事業計画策定体制



#### ※一宮市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「一宮市子ども・子育て会議条例」により設置された合議制の機関で、市議会議員代表、保護者代表を含めた子ども・子育て支援に係る当事者、学識経験者などにより構成されています。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

---



# 1 市の全体的な状況

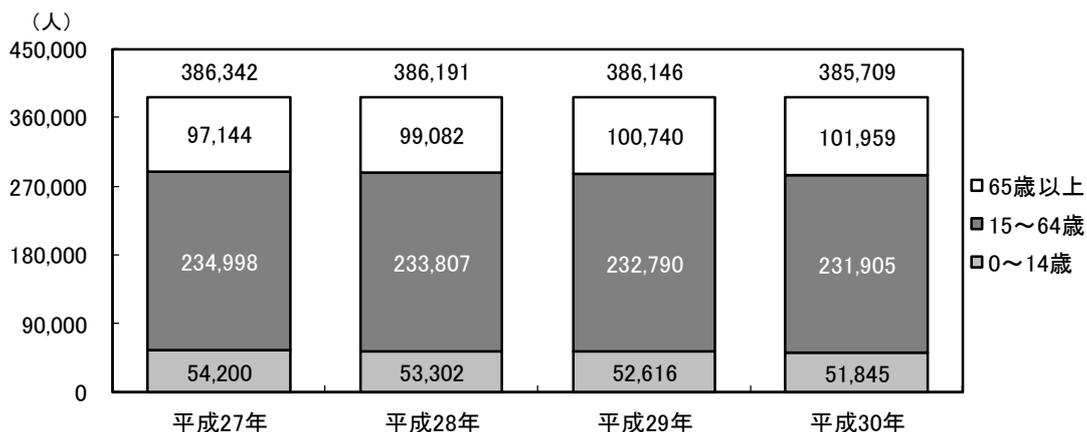
本市の総人口や世帯の状況等、本市全体に関わるデータについて示します。

## 1-1 市全体の総人口

本市の人口は、近年では 38 万人程度で推移しています。年齢3区分別人口で見ると、年少（0～14 歳）人口及び生産年齢（15～64 歳）人口では減少、高齢者（65 歳以上）人口では増加しています。

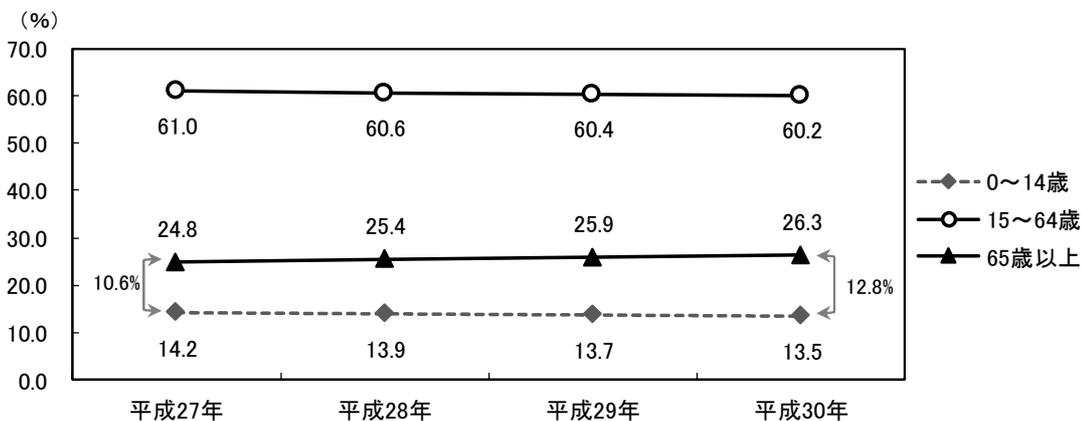
年齢3区分別人口割合をみると、年少人口比率と、高齢者人口比率の差が平成 27 年には 10.6%だったのに対し、平成 30 年には 12.8%と、その差が広がっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

### ■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

### ■年齢3区分別人口割合の推移



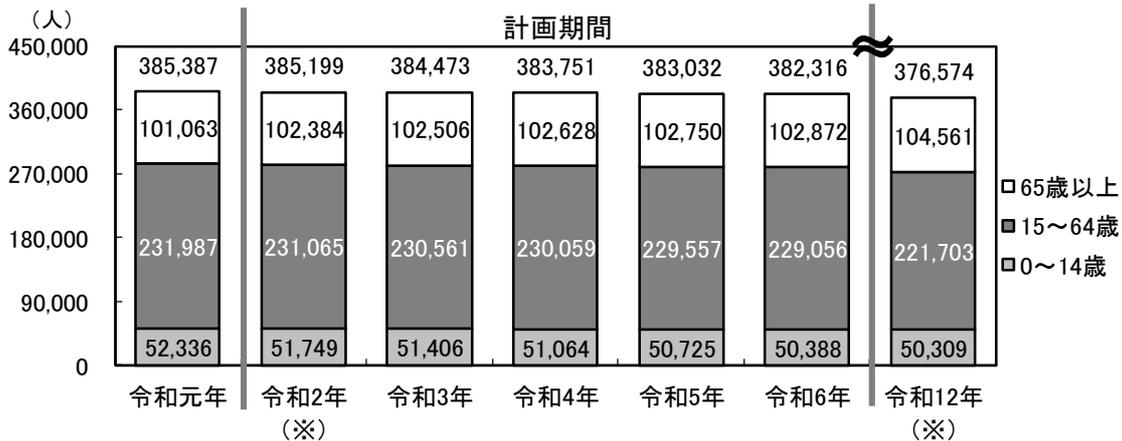
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



## 1-2 市全体の総人口推計

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンをみると、本市の人口は、平成30年以降も減少で推移し続け、本計画の終了年となる令和6年には382,316人となり、年少（0～14歳）人口は50,388人と推計されます。

今後も減少で推移し続け、令和12年の本市の総人口は376,574人と推計されています。



資料：一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン：独自推計①）

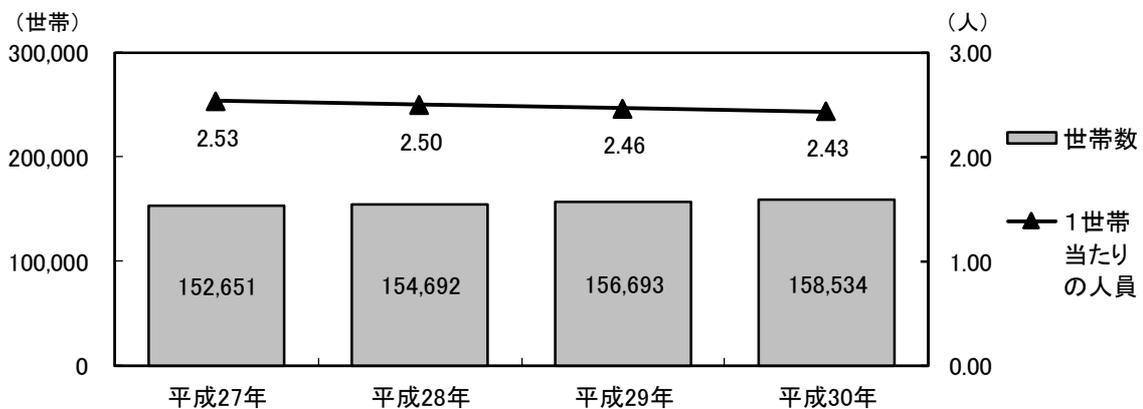
※令和2年・12年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後の将来推計値

※それ以外の数値は平成27年・令和2年・7年・12年の推計値からそれぞれの推計値の間5年間の人口増減が毎年均等に起こると仮定して算出



## 1-3 世帯数

世帯数をみると、近年は増加傾向で推移しており、平成30年には158,534世帯となっています。また、世帯の増加に伴い、1世帯当たりの人員は減少を続けています。



資料：一宮市の人口（各年4月1日時点）



## 子どもや保護者の状況

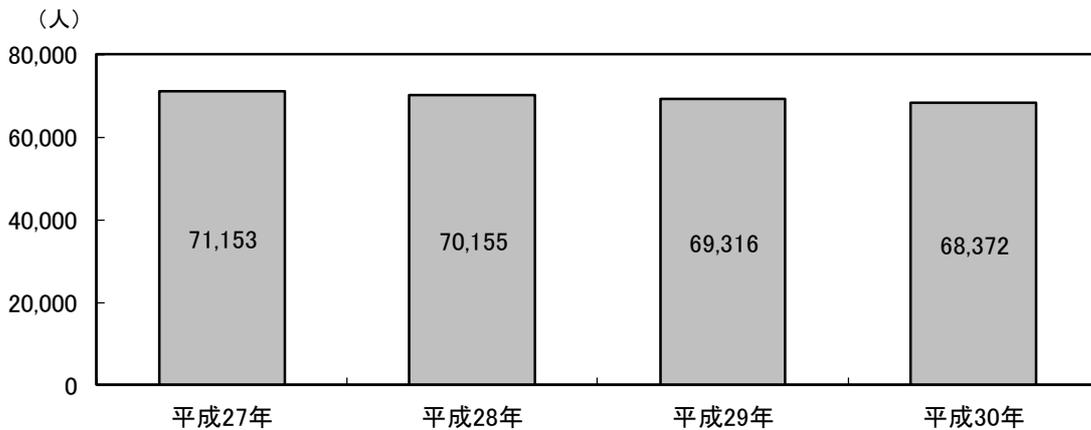
本市の子どもや保護者に関わるデータについて示します。



### 2-1 人口の状況

#### ① 児童（満18歳未満）人口

児童福祉法に定める「児童」である満18歳未満人口の推移をみると、近年は減少傾向で推移しており、平成30年には68,372人となっています。

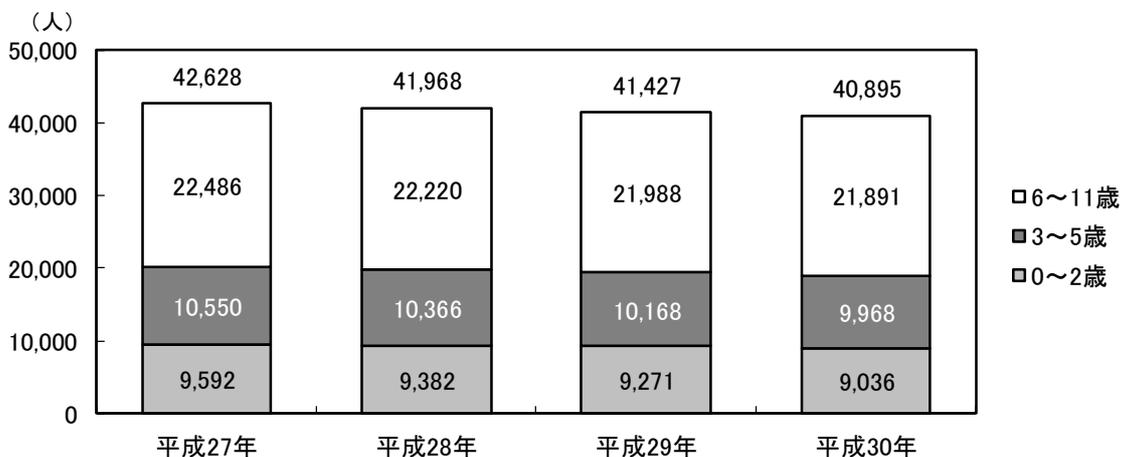


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

#### ② 子ども（教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象）の人口

幼児期の教育・保育や年代や地域子育て支援事業の対象である小学生までの人口の推移をみると、0～2歳（3号認定）、3～5歳（1号・2号認定）、6～11歳（小学生）のいずれも、減少傾向で推移しています。

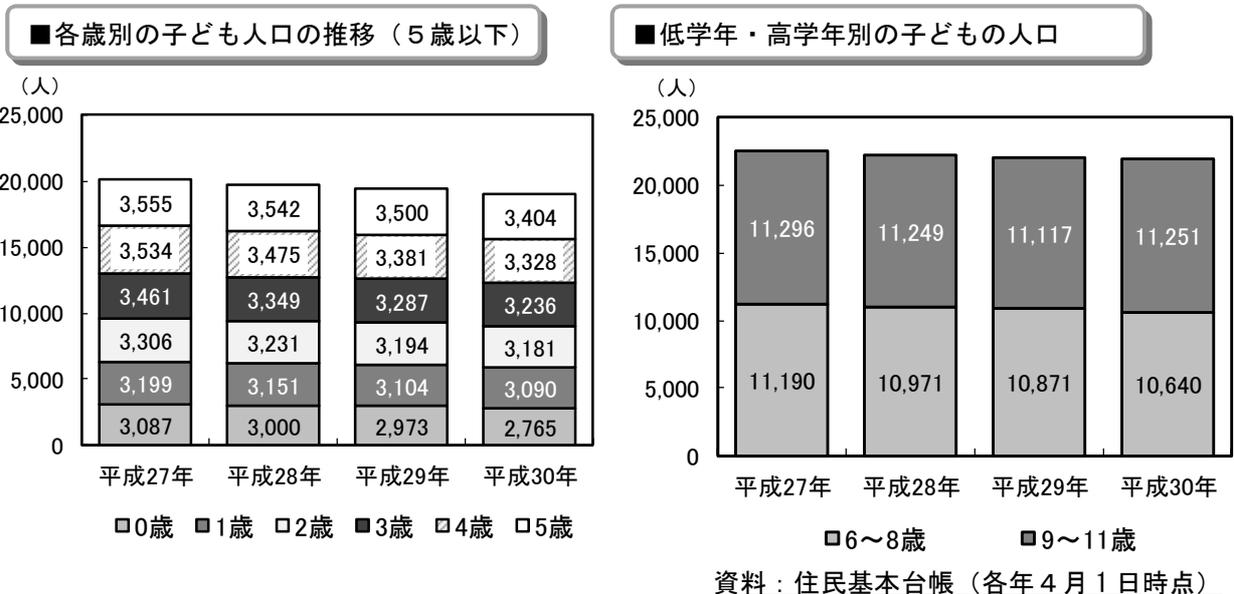
#### ■ 年齢3区分別の子ども人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

子どもの人口を、年齢区分をより詳細にしてみると、5歳以下の子どもでは、各年齢の人口ともに毎年減り続けていることがわかります。

6歳以上の子どもでみると、6～8歳（低学年）及び9～11歳（高学年）ともに、平成26年から平成30年にかけては減少しているものの、各年での推移をみると若干の増減がみられます。



### ③ 年少人口推計

まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンをみてみると、本市の年少人口については、平成30年以降も減少で推移し続けると見込まれます。本計画の終了年である令和6年には50,383人となり、平成30年から令和6年にかけて、2,542人（平成30年の年少人口の4.8%）が減少すると推計されています。

また、令和12年には、本市の年少人口は50,309人と推計されています。



資料：一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン：独自推計①）

※令和2年・12年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後の将来推計値

※それ以外の数値は平成27年・令和2年・7年・12年の推計値からそれぞれの推計値の間5年間の人口増減が毎年均等に起こると仮定して算出



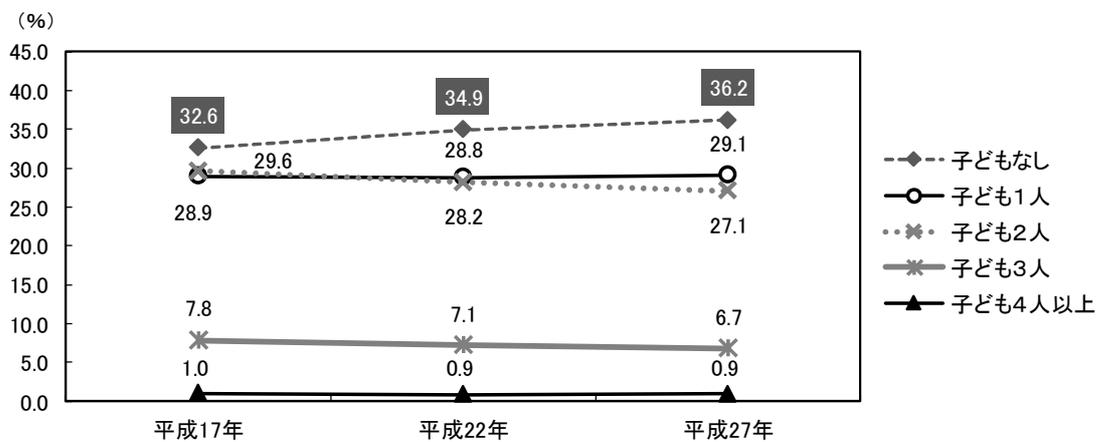
## 2-2 世帯の状況

### ① 世帯の子どもの数の推移

夫婦のいる一般世帯における子どもの数による構成比の推移についてみると、子どもなしの世帯は増加傾向にあるのに対し、子どもが2人以上の世帯は、減少傾向にあります。

子どもが1人の世帯は、平成22年にやや減少したものの、平成27年には再び増加に転じています。

■ 夫婦のいる一般世帯における子どもの数による構成比推移



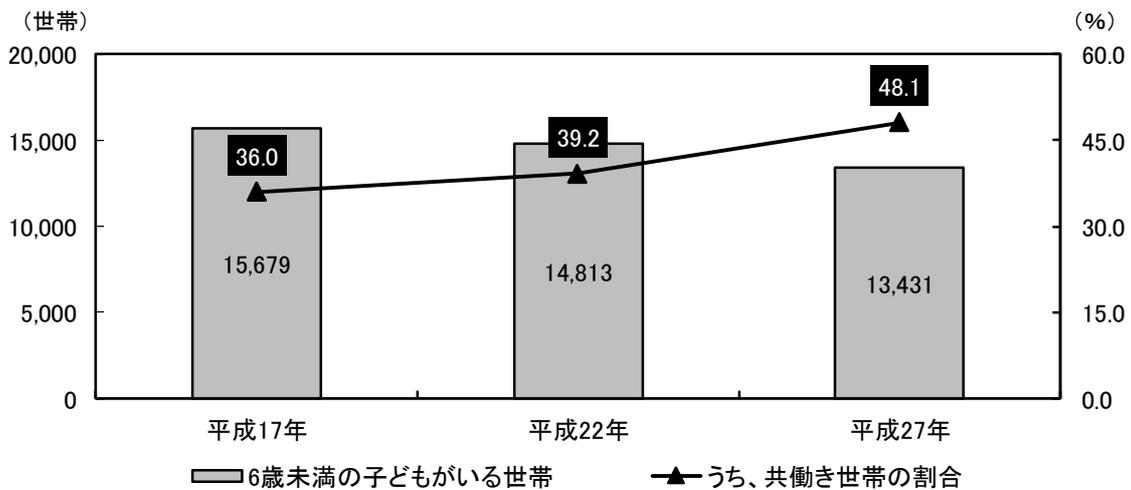
資料：国勢調査

## ② 子どもがいる共働き世帯

6歳未満（就学前児童）の子どもがいる世帯をみると、平成17年から減少して推移しており、平成27年には13,431世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成27年には48.1%と半数近くになっています。

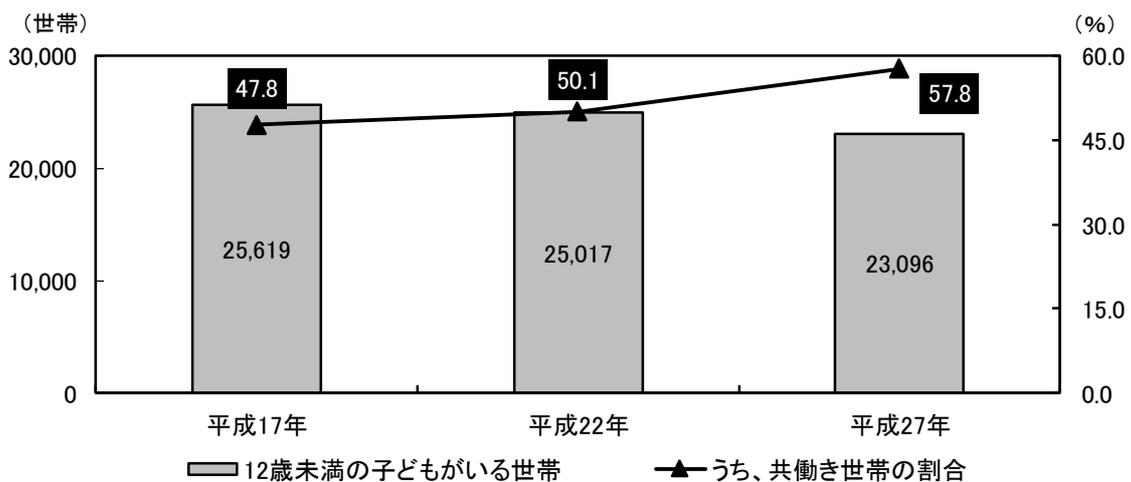
また、12歳未満（小学生児童）の子どもがいる世帯についても、平成17年から減少して推移していますが、共働き世帯の割合は一貫して増加しており、平成27年には57.8%となっています。

■ 6歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移



資料：国勢調査

■ 12歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移

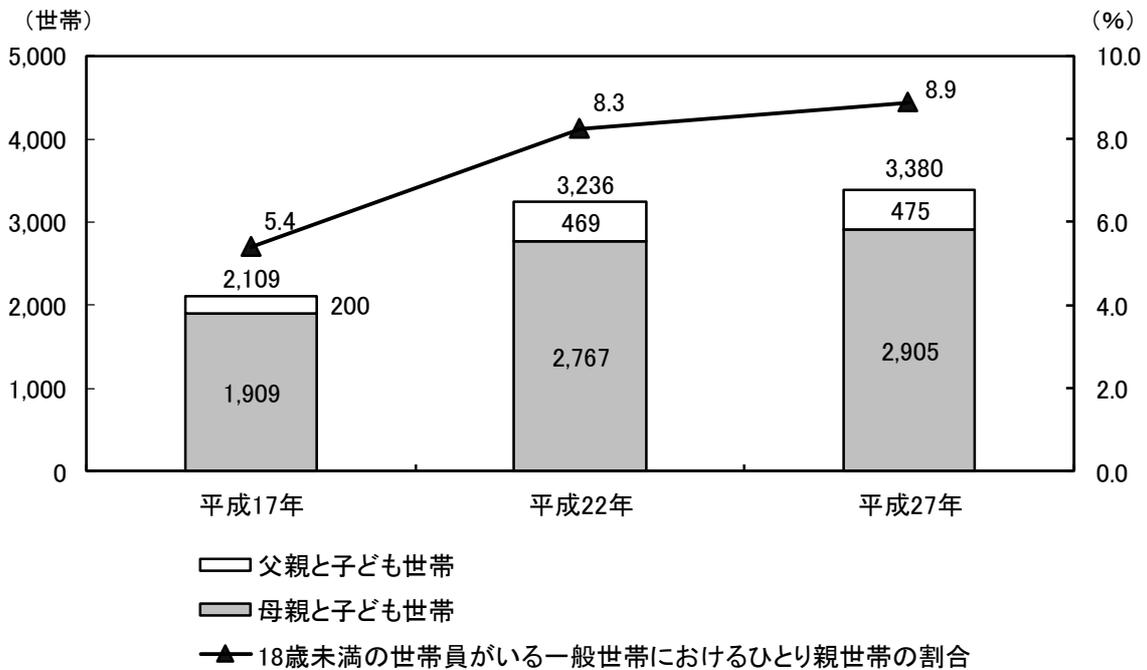


資料：国勢調査

### ③ ひとり親世帯

ひとり親と子ども世帯（18歳未満の世帯員がいる一般世帯）の世帯数をみると、近年は増加の傾向にあり、平成27年には、父親と子ども世帯が475世帯、母親と子ども世帯が2,905世帯となっています。

18歳未満の世帯員がいる一般世帯における割合をみると、年々増加傾向にあり、平成27年は8.9%となっています。



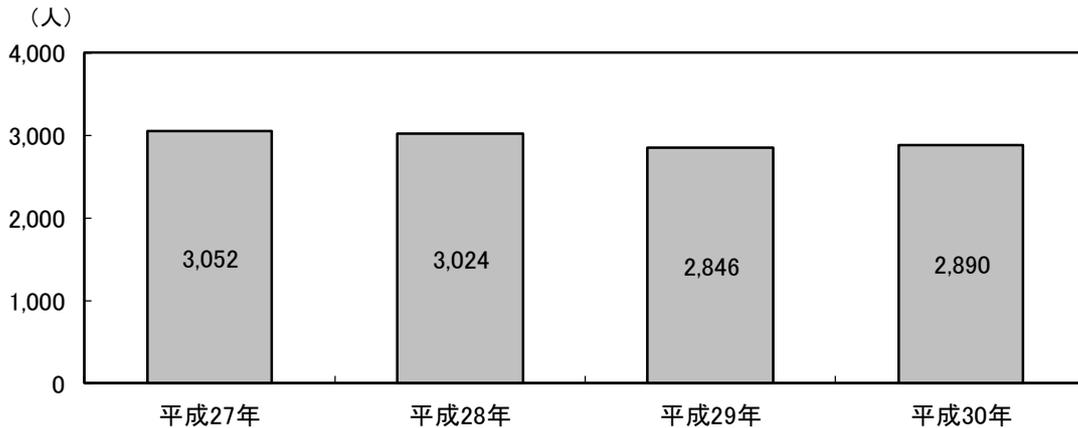
資料：国勢調査



## 2-3 出生の状況

### ① 出生数の推移

本市の1年間の出生数をみると、近年では減少傾向が続き、平成29年には3,000人を下回り2,846人となりました。しかし、平成30年にはわずかに増加し2,890人となっています。

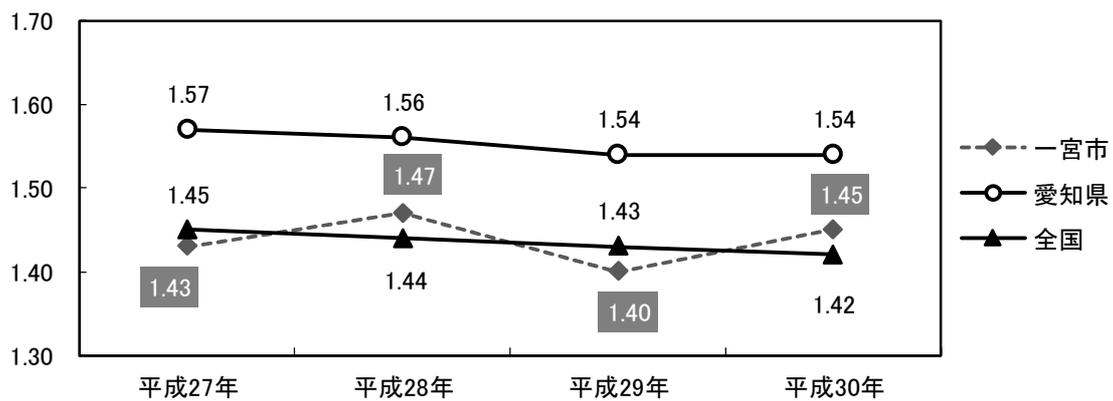


資料：一宮市の人口動態

### ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、年毎の増減はみられるものの、近年ではほぼ横ばいで推移しています。

全国や愛知県と比較すると、本市は、全国とほぼ同じ値で推移をしていますが、愛知県よりは低位で推移しています。



資料：一宮市の人口動態（一宮市）・人口動態統計※（全国・愛知県）

※平成27年～29年は確定数、平成30年は月報年計を集計した概数

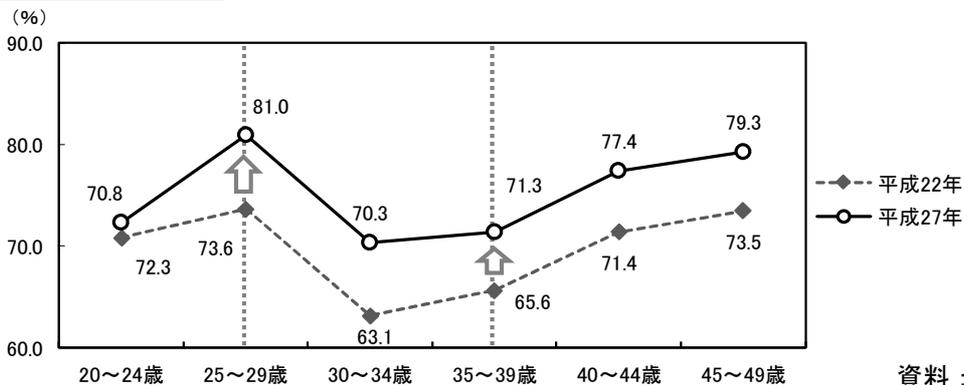


## 2-4 女性の労働力率※（就労の状況と意思）の状況

女性の労働力率の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、25～29歳以降の年齢の労働力率が高くなっています。一方、25～29歳から30～34歳にかけて労働力率が落ち込み、その後、45～49歳の年代までかけて労働力率が上昇していく傾向は変わっていません。

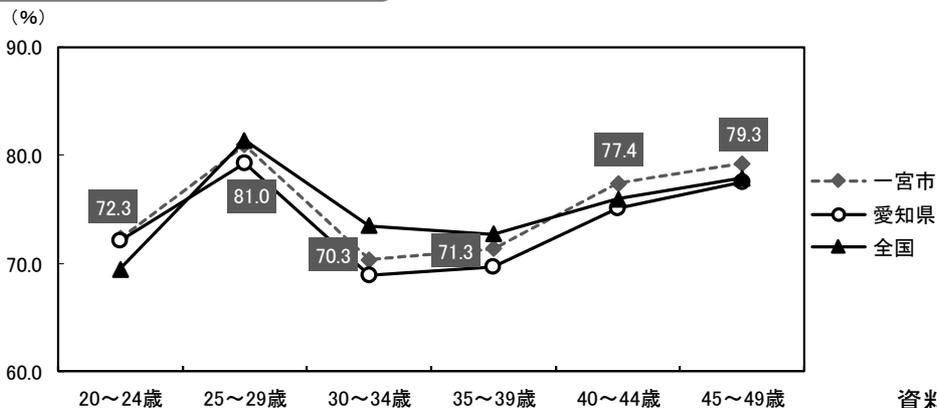
全国や愛知県と比較すると、本市の割合は、25～29歳から35～39歳にかけて全国よりも低くなっていますが、40～44歳以降は全国や愛知県よりも高くなっています。

### ■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

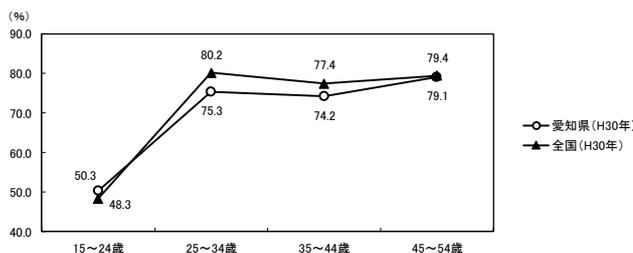
### ■女性の労働力率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

### ※参考資料

一宮市のデータではありませんが、最新の全国等の統計をみると、女性の社会進出等が近年進んだこともあり、労働力率の落ち込みは小さくなる傾向にあります。



資料：労働力調査  
※愛知県分は年平均値

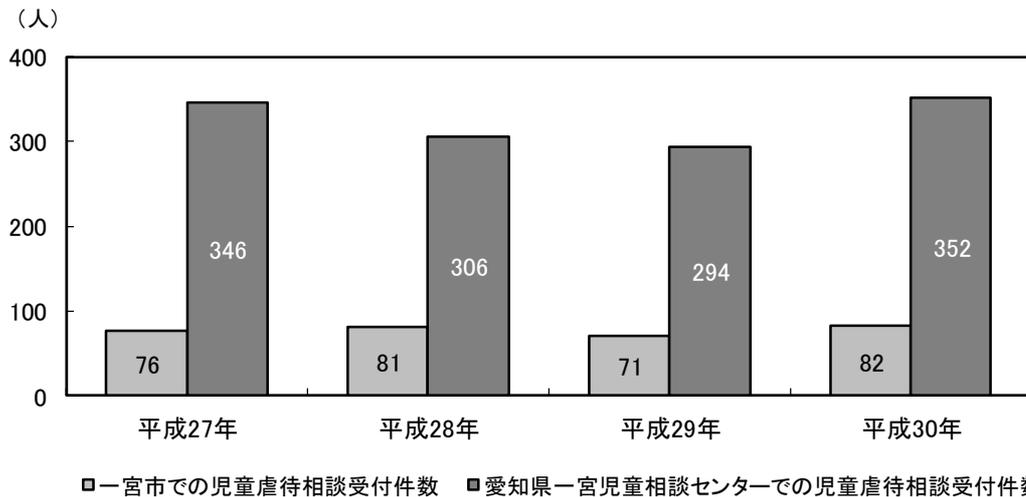
※労働力率は、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合  
(就労する能力と意志を持つものを指すため、実際には失業している人も含む)



## 2-5 社会的な支援が特に必要な子どもや子育て家庭の状況

### ① 虐待の相談件数

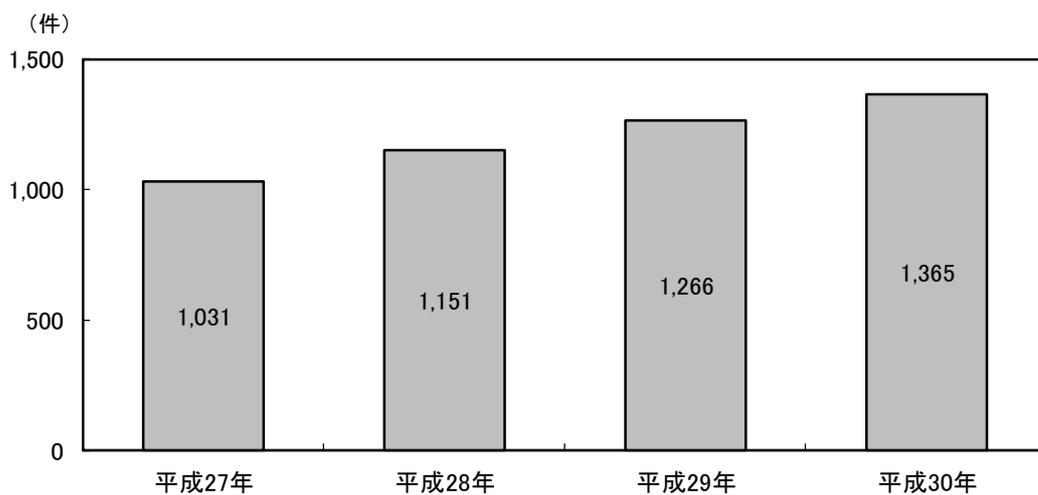
児童虐待の相談受付件数をみると、本市への相談件数、愛知県一宮児童相談センターへの相談件数ともに増加傾向にあります。



資料：一宮市資料（一宮市要保護児童対策地域協議会資料）

### ② 障害のある子どもの状況（障害児通所支援の利用状況）

障害児福祉サービスである障害児通所給付費の支給件数をみると、増加傾向で推移しており、サービスの利用者数は増え続けています。



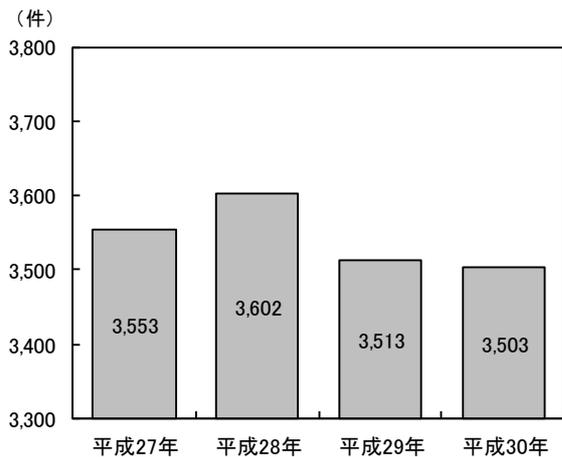
資料：一宮市資料

### ③ 経済的な支援が必要な子育て家庭の状況

児童扶養手当の受給資格者（支給対象者）をみると、平成27年から平成28年にかけて増加傾向にありましたが、その後は減少しています。

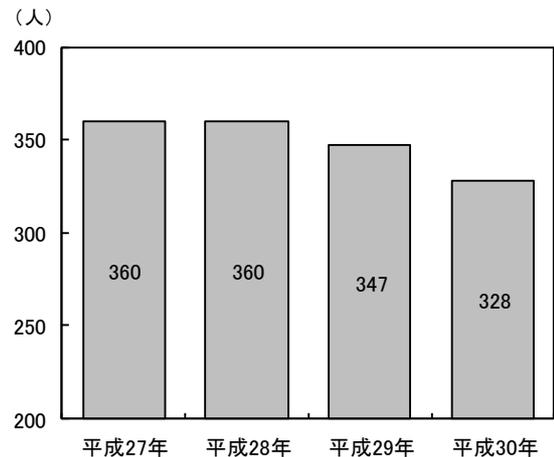
また、生活保護を受給している世帯の18歳未満人口をみると、児童扶養手当の受給資格者数の推移と同じく、平成28年度以降は減少しています。

■ 児童扶養手当の受給資格者数の推移



資料：一宮市資料（各年3月31日現在）

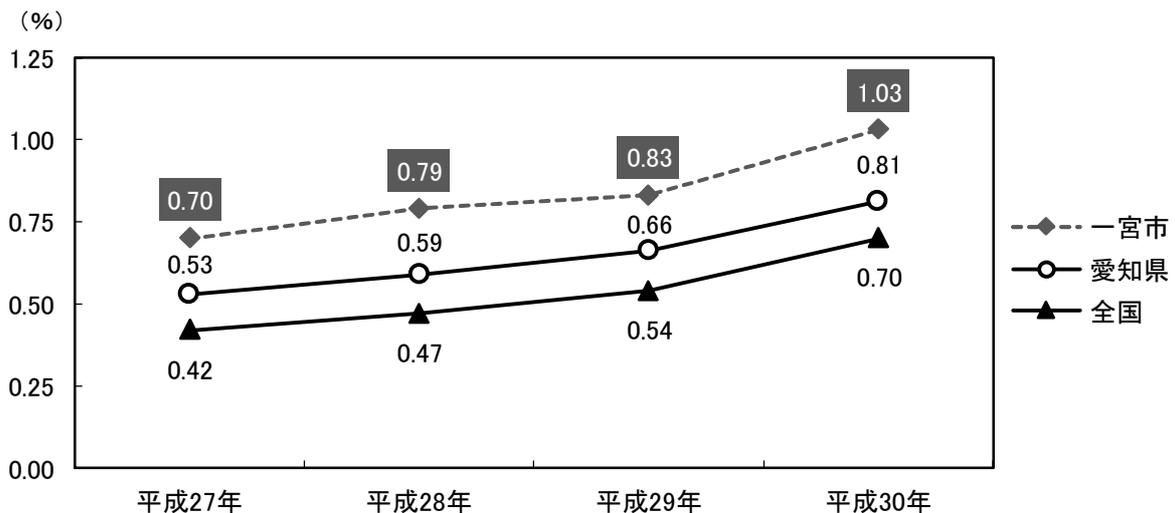
■ 生活保護受給世帯の18歳未満人口



資料：一宮市資料（各年4月1日現在）

### ④ 小学生の不登校の状況

小学校における不登校の状態にある児童が全児童数に占める割合をみると、平成27年以降は増加傾向にあります。愛知県や全国と比較すると、本市では愛知県や全国よりも高い割合で推移しています。



注：不登校とは、年間30日以上を欠席している状態を指している。

資料：一宮市資料（不登校状況調査）

# 3

## 一宮市の子育て家庭の状況

平成30年10月に実施した、「一宮市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という）の結果より、本市の小学校就学前児童（「就学前」）の保護者、及び小学生児童（「小学生」）の保護者の状況を示します。



### 3-1 回答者の基本的な状況

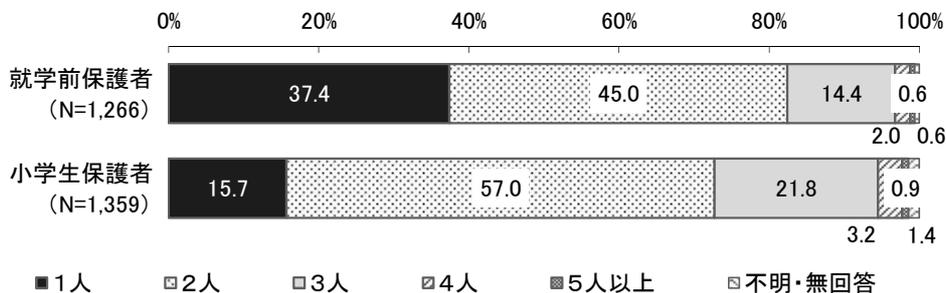
#### ① 家庭類型別比率

ニーズ調査に回答をした子育て家庭を「ひとり親家庭」と「両親の家庭」に区分し、さらに両親の働き方の組合せで類型化すると、その比率は次のようになります。

類 型	計	就学前			計	小学生		
		0 歳	1・2 歳	3 歳以上		低学年	高学年	
ひとり親	6.4%	8.1%	5.4%	7.0%	11.6%	10.4%	12.2%	
両親	フルタイム×フルタイム	23.8%	28.4%	29.1%	21.1%	18.3%	18.6%	18.1%
	フルタイム×パートタイム	32.3%	12.2%	13.9%	41.4%	47.7%	42.2%	51.4%
	専業主婦（夫）	37.3%	50.0%	51.6%	30.4%	22.1%	28.5%	17.9%
	パートタイム×パートタイム	0.2%	1.4%	0.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%
	無職×無職	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

#### ② 育てている子どもの人数

就学前、小学生ともに「2人」が最も多く、次いで、就学前では「1人」、小学生では「3人」が多くなっています。

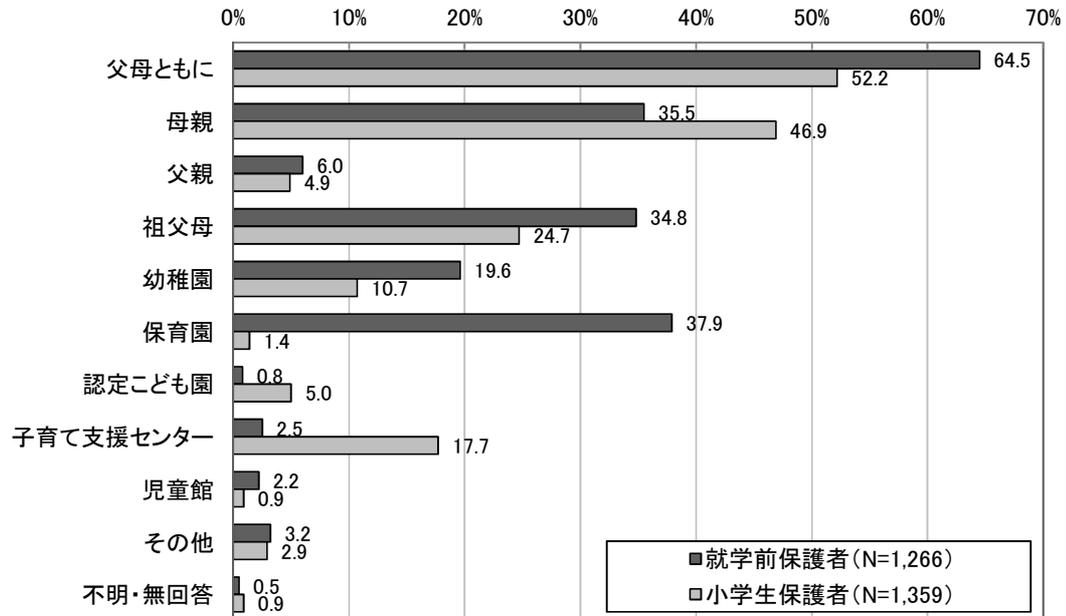




## 3-2 子どもの育ちを取り巻く環境

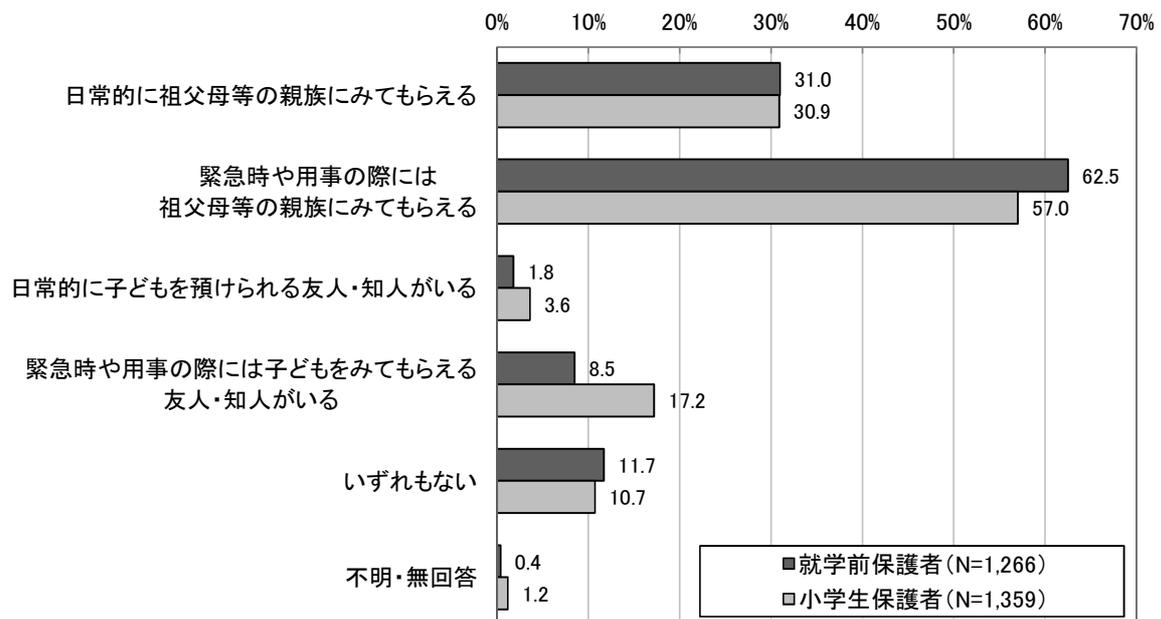
### ① 子どもと日常的に関わっている方

就学前・小学生ともに「父母ともに」が最も多く、次いで、就学前では「保育園」、「母親」となっており、小学生では「母親」、「祖父母」となっています。



### ② 日ごろ子どもをみてもらえる人

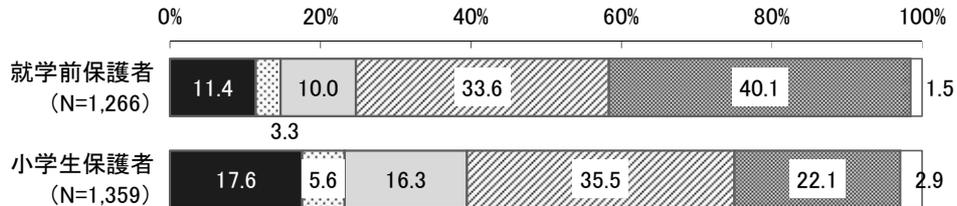
就学前・小学生ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで、就学前では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「いずれもない」となっており、小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」となっています。





### 3-3 子育て家庭の、となり近所（地域）でのおつきあい

就学前では、「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」が最も多く、次いで「ときどき立ち話をする程度」となっています。小学生では、「ときどき立ち話をする程度」が最も多く、次いで「ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度」となっています。



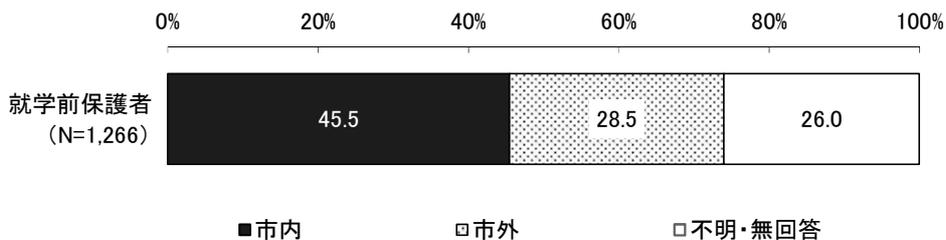
- 困っているときに、相談したり助けあったりしている家庭がある
- 食事に一緒に行くなど、家族ぐるみでつきあっている
- お互いに家に遊びに行く近所の人がいる
- ときどき立ち話をする程度
- ほとんどつきあいはなく、あいさつする程度
- 不明・無回答



### 3-4 就労の状況

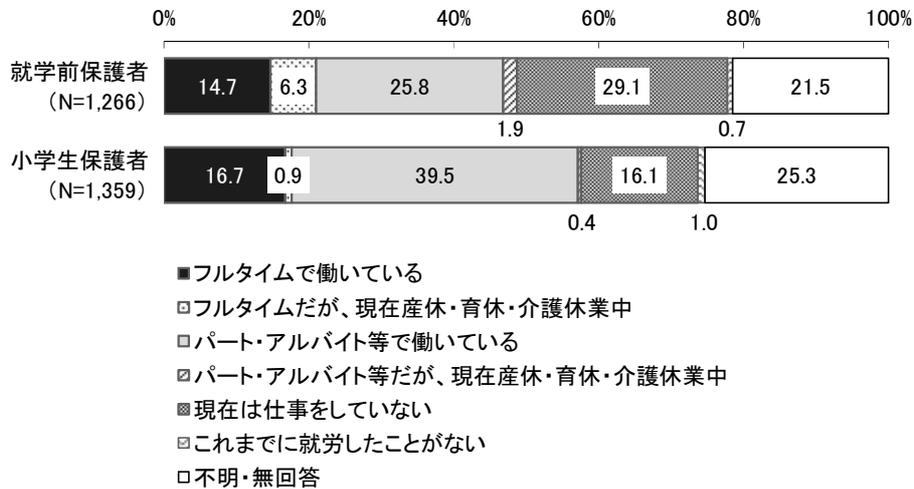
#### ① 保護者の通勤先（就学前のみ）

保護者の通勤先は、「市内」が45.5%、「市外」が28.5%となっています。



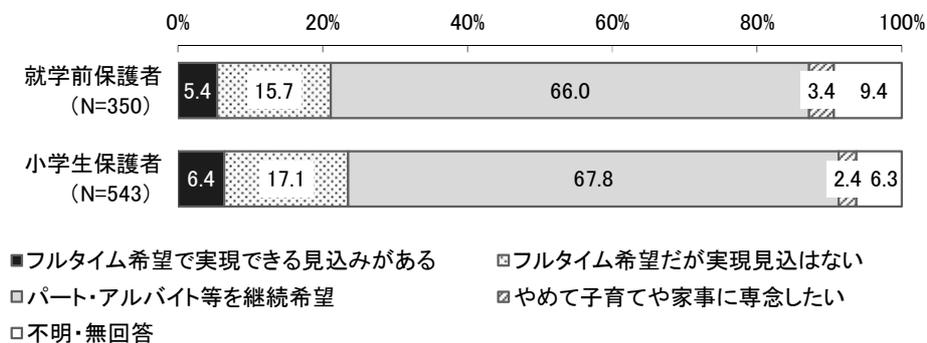
## ② 母親の就労状況

就学前では、「現在は仕事をしていない」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」となっています。小学生では、「パート・アルバイト等で働いている」が最も多く、次いで「フルタイムで働いている」となっています。



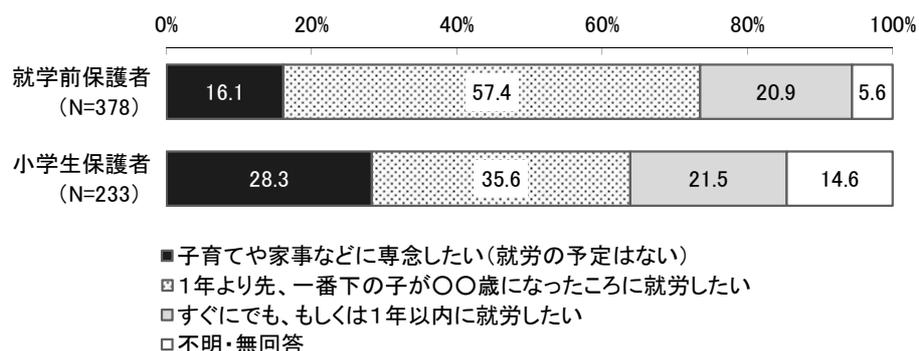
## ③ パート・アルバイトで働く保護者のフルタイムへの転換希望

就学前・小学生ともに、「パート・アルバイト等を継続希望」が最も高く、次いで「フルタイム希望だが実現見込はない」となっています。



## ④ 現在就労をしていない保護者の今後の就労希望

就学前では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったころに就労したい」が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」となっています。小学生では、「1年より先、一番下の子が〇〇歳になったころに就労したい」が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい」となっています。



## 第3章 計画の目標と体系

---





## 1 計画の基本的な考え方



### 1-1 基本理念

前回計画において、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長するまちづくりを目指すため、基本理念として『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』を掲げました。

本計画についても、その基本理念を継承するとともに、理念の一層の実現を目指し、サブタイトルを追加いたしました。サブタイトルの作成にあたっては、「いちのみや”子育て Cafe”」の参加者からのご意見等を集約しました。

#### ■基本理念

『一人ひとりの子どもが健やかに成長する

安心子育てのまち いちのみや』

～みんなで作くり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～

#### ～ サブタイトルの作成にあたって ～

ニーズ調査結果や「いちのみや”子育て Cafe”」の意見を総括したところ、概ね現在の子育て環境（制度・施設・人間関係等）については満足度が高いことがわかりました。

ただ、第2子以降の支援の充実や、保護者に対する支援の充実など、課題も見えてきたことから、子育て施策の一層の充実が必要です。

一宮市は、市制施行100周年となる令和3年に中核市移行を目指しています。愛知県からの権限移譲等、市が担うものが多くなり、より市民と行政が手に手をとって子育て環境の充実を含む「まちづくり」を進めていくことも重要となります。

また令和9年にはリニア新幹線の開業が予定されており、一宮市も名古屋経済圏として大きな影響を受けることが予測されています。

上記のような市内外の状況の変化に対応するため、第7次一宮市総合計画においては「子育て世代に選ばれるまちをつくります」という施策を掲げています。

本計画の計画期間（令和2年度～6年度）においては、「選ばれるまち」となるために重要な取り組みを推進する期間となります。そのために、サブタイトルを「～みんなで作くり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～」としました。



## 1-2 基本目標

---

基本理念に沿って、前回計画を継承し、5つの基本目標を定めます。

### 基本目標1 親と子どもの健康づくり 【妊娠・出産支援】

1 誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

### 基本目標2 安心して楽しい子育ての推進 【すべての子育て家庭支援】

2 すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で子育てを推進します。

### 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり 【すべての子ども支援】

3 すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

### 基本目標4 仕事と子育ての両立支援 【働いている親支援】

4 誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

### 基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実 【個別的支援】

5 生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

# 2

## 計画の体系

基本理念『一人ひとりの子どもが健やかに成長する 安心子育てのまち いちのみや』  
～みんなでつくり、みんなに選ばれる子育てのまちへ～

基本目標	施策	施策の方向
1 親と子どもの健康づくり	1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援	① 妊娠・出産期の支援 ② 産後の支援
	1-2 子どもの健康づくり支援	① 子どもの健康管理 ② 食育の推進
2 安心で楽しい子育ての推進	2-1 子育て意識などの形成	① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進 ② 父親と母親がともに担う子育ての促進
	2-2 子育ての相談と情報提供の充実	① 子育ての相談 ② 地域子育て支援情報の提供 ③ 施設・サービス利用に関する支援
	2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進	① 子育てに関する学習と交流の拠点整備 ② 子育てに関する学習の機会の提供
	2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援	① 相互援助活動の支援 ② 自主的活動の支援
	2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備	① 一時預かり事業 ② 病児・病後児の預かり ③ 宿泊を伴う預かり
	2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減	① 教育・保育にかかる負担の軽減 ② 手当の支給 ③ 医療費無料の継続
3 子どもが健やかに育つ環境づくり	3-1 子どもの安全確保の推進	① 防犯・事故予防 ② 安全な遊び場所の確保
	3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進	① 子どもの遊びや多様な体験の促進 ② 子どもの読書活動推進
	3-3 子どもにやさしい環境整備の充実	① 外出しやすい環境づくり
4 仕事と子育ての両立支援	4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備	① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進 ② 総合的な放課後対策
	4-2 産後・育児休業後の復帰支援	① 情報提供と円滑な保育などの利用支援
5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	5-1 児童虐待対策の充実	① 児童虐待についての啓発推進 ② 早期発見と対応体制の整備 ③ 児童虐待の予防
	5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進	① ひとり親家庭の相談 ② 子育てと生活の支援 ③ 就業支援 ④ 経済的支援
	5-3 障害のある子どもに対する支援の充実	① 児童発達相談 ② 障害児の療育・保育 ③ 家族へのサポートの充実
	5-4 定住外国人に対する支援の充実	① 施設・サービス利用に関する支援
	5-5 多胎児世帯への支援	① 多胎児世帯への支援

## 第4章 子ども・子育て支援施策

---



誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。

1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

① 妊娠・出産期の支援  
② 産後の支援

1-2 子どもの健康づくり支援

① 子どもの健康管理  
② 食育の推進

### ■方針

子どもの成長と子育て支援のスタートとして、すべての妊産婦、母親と子どもに対して、妊娠・出産・育児期を通じて切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるようになることを目指します。





## 1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、安全で安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

### ① 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持と異常の早期発見・早期治療を図ります。妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査については、受診者・受診回数の増加を目指し、啓発に努めます。また、不妊治療や安全な出産についての対策を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
利用者支援事業(母子保健型)	母子健康包括支援センター事業として、妊娠届時に母子健康手帳の交付に合わせ面接し、必要な支援・情報提供を行います。 また、妊娠中から子育て期にかけて、母子保健サービスを中心に継続支援を行います。	健康づくり課	確保内容 P80 参照
妊婦訪問事業	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後も必要に応じ継続して支援を行います。	健康づくり課	
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が医療機関及び助産所で健康診査を受けます。	健康づくり課	確保内容 P81 参照
不妊治療費補助事業	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を一定の限度額まで補助します。	健康づくり課	
助産施設入所相談事業	出産費用を用意できないときに、助産施設入所を実施して、安全な出産を確保します。	こども家庭相談室	

※備考欄に「確保内容」が記載されている事業については、本計画に令和2年度から5年間の量の見込み、及び事業の提供体制についての確保の内容・実施時期等を記載しています。

## ② 産後の支援

出産後、できるだけ早期に乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の契機とするとともに、子育て家庭の環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげ、健康づくりや子育て支援の契機とします。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P82 参照
新生児・産婦訪問事業	生後28日以内の新生児及び産婦の家庭を希望により助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。	健康づくり課	
産婦健康診査事業	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8週までの産婦が、医療機関で健康診査を受けます。 健康診査の結果、必要な産婦には保健指導等の支援を行います。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	
産後ケア事業	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康づくり課	



## 1-2 子どもの健康づくり支援

一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援します。

### ① 子どもの健康管理

乳幼児健康診査等により、子どもの健康管理を支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。

事業名	事業概要	担当課	備考
乳幼児健康診査事業	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・栄養・ことばについての保健指導等を実施します。	健康づくり課	
予防接種事業	感染症を予防し、子どもの健康をまもるため、予防接種法等に基づき、予防接種を実施します。	健康づくり課	

### ② 食育の推進

生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、子どもの健康づくりを支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
食育教室等事業	離乳食や幼児食の教室を開催したり、市ウェブサイトで、食育についての知識啓発を図ります。	健康づくり課	

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることがなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。

2-1 子育て意識などの形成

- ① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進
- ② 父親と母親がともに担う子育ての促進

2-2 子育ての相談と情報提供の充実

- ① 子育ての相談
- ② 地域子育て支援情報の提供
- ③ 施設・サービス利用に関する支援

2-3 子育てに関する学習や  
子育て家庭の交流促進

- ① 子育てに関する学習と交流の拠点整備
- ② 子育てに関する学習の機会の提供

2-4 地域の相互援助活動や  
自主的活動の支援

- ① 相互援助活動の支援
- ② 自主的活動の支援

2-5 一時的に子どもを預けられる  
体制の整備

- ① 一時預かり事業
- ② 病児・病後児の預かり
- ③ 宿泊を伴う預かり

2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

- ① 教育・保育にかかる負担の軽減
- ② 手当の支給
- ③ 医療費無料の継続

### ■方針

親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して、子育て相談、子育て情報、交流の場などを提供するとともに、成長していく子どもとともに歩むことが、「楽しい」と実感できる、充実した子育てができるようになることを目指します。





## 2-1 子育て意識などの形成

将来、親となる若い世代に対する体験学習の提供や、父親の育児参加を促すことで、子育て意識を高めていきます。

### ① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進

少子化で小さな子どもと接する機会が減っているため、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生以上の方が、赤ちゃんとふれあうとともに、子育て中の母親と話をし理解を深めます。	子育て支援課	
中学生保育園訪問事業	すべての中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」の単元の学習として、保育園等を訪問し、園児とふれあいます。	学校教育課 (各中学校)	

### ② 父親と母親がともに担う子育ての促進

「男は仕事、女は家事・子育て」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、父親が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供して、父母が協力し、ともに子育てを担っていく子育て家庭の形成を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
固定的性別役割分担意識解消についての啓発事業	男女共同参画情報紙の発行、市広報、ウェブサイト等さまざまな媒体を利用して男女共同参画の啓発を行うなかで、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	政策課	
父親の育児参加を促進する事業	子育て支援センター「パパもいっしょに遊ぼう！」等の各種事業や、子育て支援情報提供のなかで、父親の育児参加を促進し、意識啓発を図ります。  ※父親が参加しやすい事業の一層の充実に努めます。	子育て支援課 政策課 健康づくり課 生涯学習課	



## 2-2 子育ての相談と情報提供の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる体制を整備することにより子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、子どもを連れて外出しやすい環境づくりや子どもを見守る意識啓発について、総合的に検討を行い、取り組みを推進します。

### ① 子育ての相談

子どもの健康、子どもとの接し方、しつけ、子育て家庭の悩みごとなど、子育てに伴うあらゆる問題について相談に応じる体制を整備します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども家庭総合支援拠点事業	こども家庭相談室を設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に支援します。  ※児童虐待対応では、法改正で市町村の在宅支援機能強化が求められ、子ども家庭総合支援拠点を設置し、一層の相談機能向上に努めます。	こども家庭相談室	
子育て支援センター 子育て相談事業	子育て支援センターの保育士による子育て相談を行います。	子育て支援課	
保健センター育児相談事業	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員が発育・発達・育児などの相談を行います。	健康づくり課	
子ども・若者総合相談事業	主として青少年期に入った子どもの不登校、いじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年育成課	

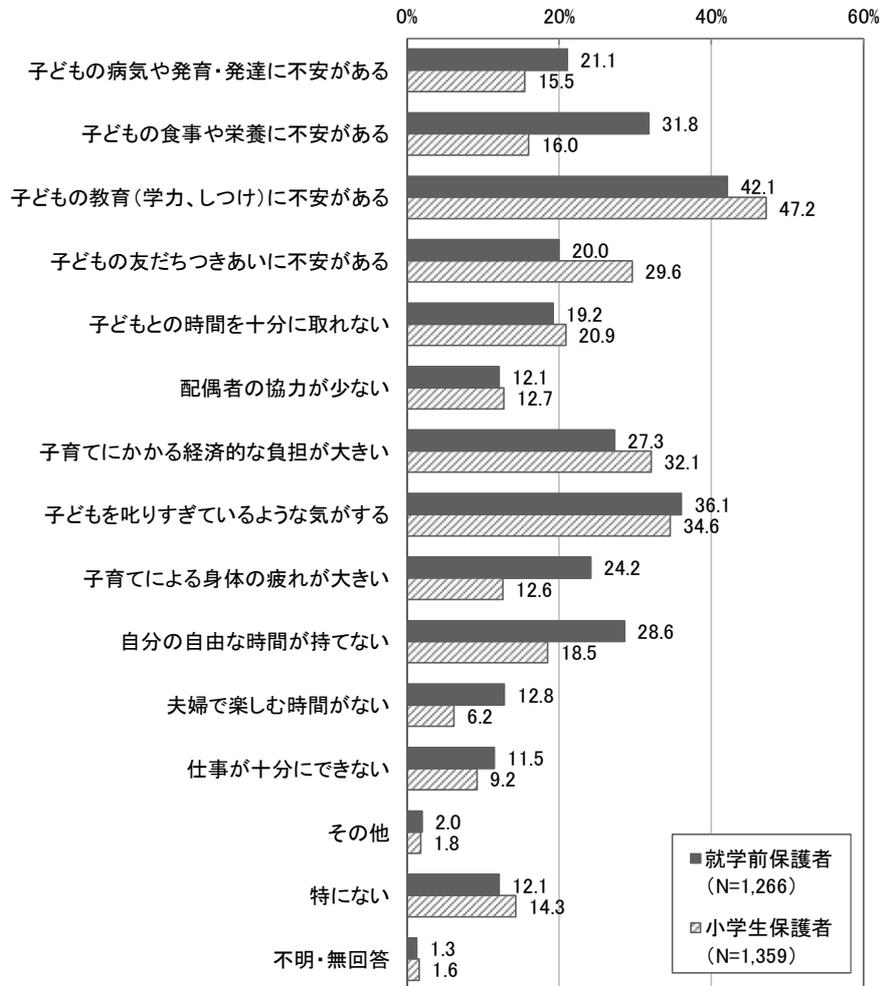
### ② 地域子育て支援情報の提供

子育て家庭が必要とする情報を一元的に提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援情報誌事業	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課	
子育て支援サイト・アプリ事業	子育て支援サイトにより子育てに関する情報を提供します。また、スマートフォン用のアプリで利用者情報の登録をすることにより、利用者独自の情報を管理できる環境を提供します。	子育て支援課	

◎ニーズ調査のアンケート結果より

子育てに関して悩んでいること、気になることは、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。





## 2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進

楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができるさまざまな機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

### ① 子育てに関する学習と交流の拠点整備

子育て支援拠点において、来所する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	子育て支援課	確保内容 P83 参照
移動子育て支援センター事業	公共施設等を巡回して臨時の子育て支援センター(こっこ号)を開設し、交流の場を提供します。	子育て支援課	

### ② 子育てに関する学習の機会の提供

子育てに関する各種の講座、講習会、教室を開設し、子育てに関する学習の機会や親子のふれあいの場を提供するとともに、参加者の交流を促進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て支援センター 育児講座事業	子育て、親子のふれあいなどをテーマに各種講座・事業を行います。 ※ワーク型講座の充実や、ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	子育て支援課	
保健センター教室事業	妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの健康、栄養などをテーマに各種教室を開催します。	健康づくり課	
家庭教育推進事業	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶ各種講座やセミナーを子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課	
児童館幼児教室事業	平日の午前中に地域の幼児と保護者のために児童館を開放し、幼児教室、親子広場などの活動を行います。	子育て支援課	



## 2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

地域における子ども・子育てに関する相互援助活動や自主的活動を支援します。

### ① 相互援助活動の支援

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化し、両者の仲介をして子育てに関する市民の相互援助を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課	確保内容 P86 参照

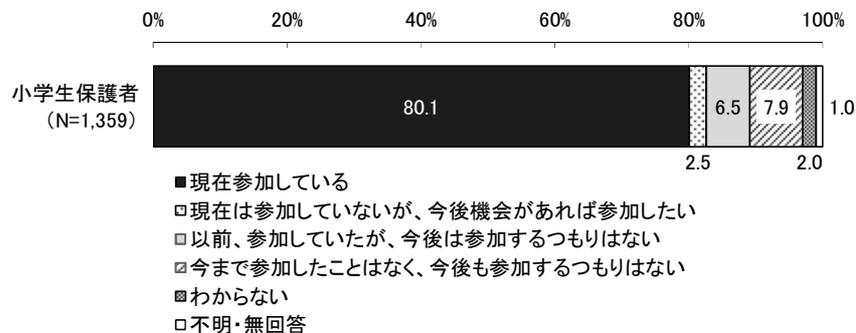
### ② 自主的活動の支援

子育てサークルや子ども会活動など、保護者や子どもの参加による自主的活動を支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育てサークル支援事業	子育て中の母親等による子育てサークルに対し、活動場所の提供、交流会の開催などを行い支援します。	子育て支援課	
子ども会活動支援事業	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じ、子ども会活動を支援します。	子育て支援課	
母親クラブ支援事業 （地域組織活動支援事業）	地域組織活動に対して補助金を交付するなど、運営を支援します。	子育て支援課	

#### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学生の約8割が子ども会活動に参加しています。





## 2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備

保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる事業を実施し、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。事業実施にあたっては、保護者が子どもをみられない時に活用できる事業を実施します。

### ① 一時預かり事業

保育園などの施設で一時的に子どもを預かる事業を行います。また、ファミリー・サポート・センターでは、子どもの送迎や自宅での預かりを行う援助者を紹介します。

事業名	事業概要	担当課	備考
一時保育事業	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課	確保内容 P84 参照
子ども一時預かり事業	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に4時間まで子どもを預かります。  ※休日利用のニーズへの対応に努めます。	子育て支援課	確保内容 P84 参照
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【再掲】	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を、必要な時に相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課	確保内容 P86 参照

### ② 病児・病後児の預かり

病気または病気回復期にあつて集団生活ができない子どもを一時的に預かる病児・病後児保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを預かります。	保育課	確保内容 P87 参照

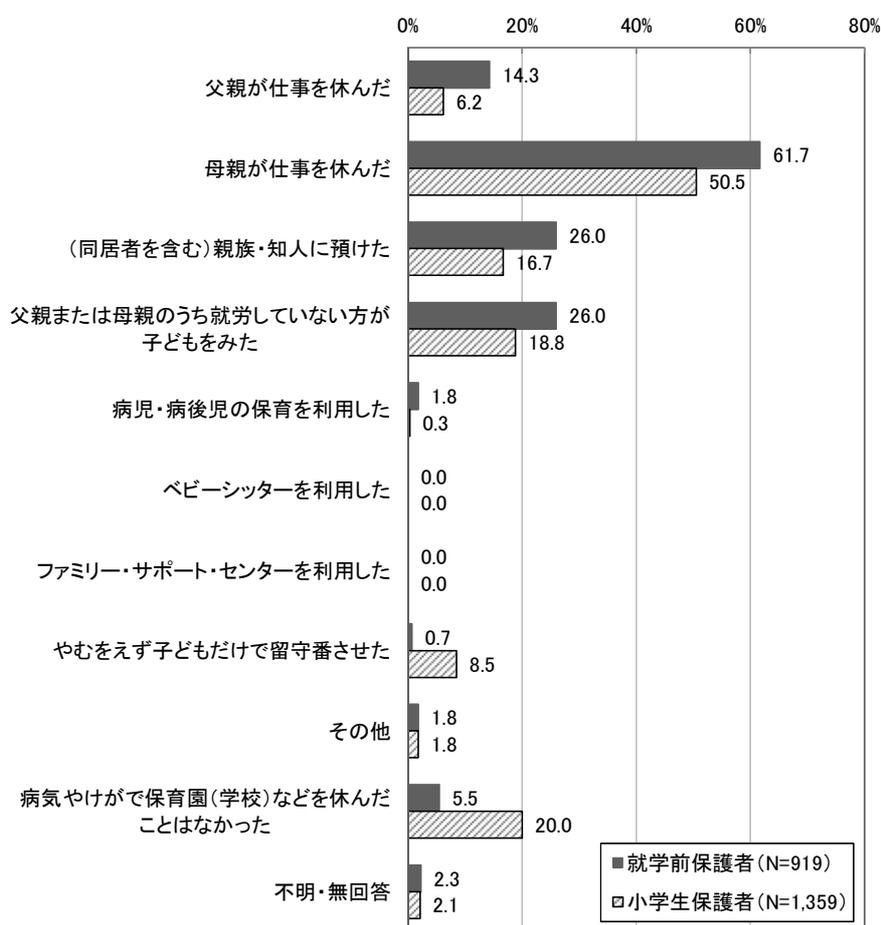
### ③ 宿泊を伴う預かり

昼間の一時預かりでは対応できない場合に、子どもをおおむね7日以内施設に入所させ、短期間宿泊を伴う預かりを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院など宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院で、子どもを預かります。	こども家庭相談室	確保内容 P88 参照

#### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

お子さんが病気で保育園や学校などを休んだことがあった際の対処について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「母親が仕事を休んだ」が5割から6割と最も高くなっています。





## 2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

### ① 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種経済的負担を軽減します。

事業名	事業概要	担当課	備考
幼児教育・保育の無償化事業	幼稚園、保育園などに入所する3歳～5歳児、市民税非課税世帯の0歳～2歳に係る保育料を無料にします。 事業の実施にあたり、保護者の利便性や過誤請求防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。 また、幼児教育・保育の無償化の対象外である、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する3歳児以上の保護者に対し、利用料の一部を給付します。	保育課	
保育料等の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などでかかる費用（日用品や行事費など）の負担を軽減します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通う子どもの保護者に対し、一定の要件に該当する場合、給食費を補助します。	保育課	確保内容 P92 参照
就学援助事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、小中学校でかかる費用（給食費や学用品費など）の一部を援助します。	学校教育課	

## ② 手当の支給

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特別給付を支給します。	子育て支援課	

## ③ 医療費無料の継続

子どもにかかる医療費を助成します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども医療費助成事業	小中学生の通院医療費の自己負担分(保険診療分)を全額助成します。	保険年金課	

### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

一宮市の子育て環境や支援施策に対する満足度について、就学前保護者、小学生保護者ともに、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が1位となっています。

【就学前・小学生保護者の満足度の上位3位】

順位	就学前保護者	小学生保護者
1位	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実	安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実
2位	子育てに関する相談、情報提供の充実	親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実
3位	親子・親同士の交流の場の充実	仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実

### 3 基本目標3 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。

3-1 子どもの安全確保の推進

- ① 防犯・事故予防
- ② 安全な遊び場所の確保

3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

- ① 子どもの遊びや多様な体験の促進
- ② 子どもの読書活動推進

3-3 子どもにやさしい環境整備の充実

- ① 外出しやすい環境づくり

#### ■方針

すべての子どもが、事故や犯罪から守られて安全に生活し、多様な体験や活動を通じて、心身ともに健やかに成長することができるようになることを目指します。





### 3-1 子どもの安全確保の推進

多くの保護者が子どもの事故や子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を感じており、その防止対策の充実を求めています。子どもの事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。

また、乳幼児の家庭内での誤飲や転倒などの事故についても、予防についての啓発に努めます。

#### ① 防犯・事故予防

子どもの事故予防について啓発をするとともに、登下校の安全確保を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
子ども事故予防事業	中央子育て支援センターで、主に家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示による啓発や、事故情報の収集などを行います。 ※実例などを交えながら事故予防の啓発に努めます。	子育て支援課	
登下校時の安全確保事業	地域のボランティアの協力を得て、登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)	
交通安全教室事業	幼稚園、保育園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	市民協働課	
防犯教室事業	小学校1年生を対象に防犯教室を開催し、セルフディフェンスを中心とした危険回避の方法について啓発を行います。	市民協働課	

#### ② 安全な遊び場所の確保

保育園の園庭や児童遊園、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育園園庭開放事業	公立保育園の園庭を未就園児の親子に遊び場、交流の場として開放します。	保育課	
児童遊園・ちびっ子広場事業	身近で安全な子どもの遊び場として、児童遊園・ちびっ子広場を管理します。	子育て支援課	



## 3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

遊びや体験、読書など子どもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。市では、放課後子ども教室や児童館の活用等を通じて、子どもに成長の機会を提供する、各種の施設、事業、行事を実施します。

### ① 子どもの遊びや多様な体験の促進

児童館や放課後子ども教室など、異なった年齢の集団のなかで遊びや多様な体験を通じて成長する機会を提供します。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童館運営事業	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P95 参照
学校外活動推進事業	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年育成課	
いちのみや子ども情報紙 kids' i (キッズ・アイ) 発行事業	「子どもにどこかで自然体験をさせたい」「親子でイベントに参加したい」などの情報がほしい方に情報提供をします。	青少年育成課	

### ② 子どもの読書活動推進

読書に親しむことは、子どもの心を育み、人生を豊かにします。本市は、「子ども読書のまち宣言」を行い、子どもの読書活動を推進しています。

宣言の理念をより前進させるために策定された「一宮市子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づき、幼い頃から本に親しみ、読書を通じて豊かな心を育む活動を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
ブックスタート事業	4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に「絵本を読んであげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながら、絵本を配付します。	図書館	
子どもの読書活動推進事業	読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書 of 配布など、子どもの読書推進に関する事業を行います。  ※読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業の充実に努めます。	図書館	



### 3-3 子どもにやさしい環境整備の充実

外出が困難な妊婦や荷物の多い乳幼児連れの親子等の外出を支援し、子ども連れで安心して外出したり、社会活動に積極的に参加できる、子どもや子育てにやさしい社会づくりの推進に努めます。

#### ① 外出しやすい環境づくり

赤ちゃんの駅事業を通じて、子育て家庭の外出支援の充実に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
赤ちゃんの駅事業	子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を登録し、子育て支援サイト・アプリで情報提供を行います。	子育て支援課	
移動式赤ちゃんの駅事業	市内で開催されるイベント等に移動式赤ちゃんの駅をおむつ替えや授乳のためのスペースとして貸し出します。	子育て支援課	

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。

4-1 仕事と子育ての両立のための  
基盤整備

① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進  
② 総合的な放課後対策

4-2 産後・育児休業後の復帰支援

① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

#### ■方針

父親と母親がともに働く家庭やひとり親家庭を支援するため、多様な働き方が可能な社会環境づくりを推進するとともに、両立を支える重要な社会基盤となる、働いている時間に子どもを預かり保育をする事業を充実し、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるようになることを目指します。





## 4-1 仕事と子育ての両立のための基盤整備

親が働いている時間に子どもを預かる保育事業は、仕事と子育ての両立を支える最も重要な社会基盤です。利用意向に基づき、計画的な充実を図ります。

### ① 乳幼児期の教育・保育環境の整備促進

幼稚園、保育園など常時の教育・保育施設や事業を充実させ、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の提供を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
教育・保育事業	幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育を行います。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	確保内容 P71 参照
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育による保育を実施・検討します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	確保内容 P76 参照
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課	確保内容 P90 参照
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。 ※増加する保育ニーズに対応し、サービスの充実につとめます。	保育課	
医療的ケア児保育事業	喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもを保育します。	保育課	

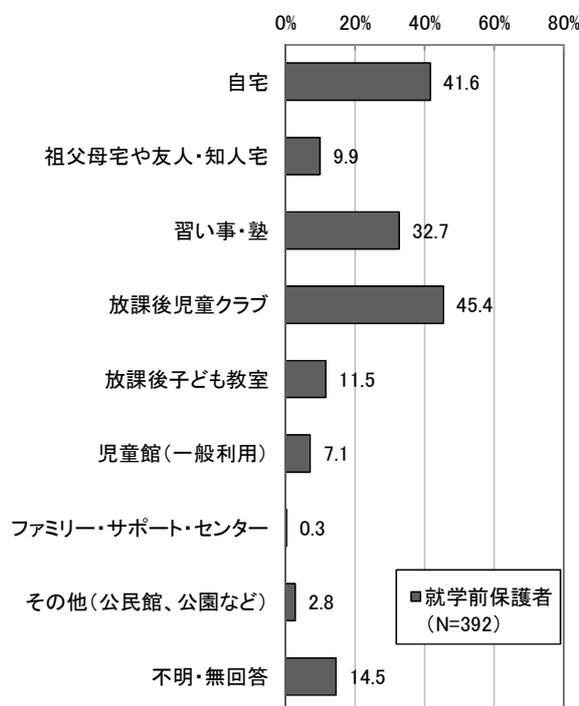
## ② 総合的な放課後対策

放課後の小学生に生活・遊びの場や活動の機会を提供する事業について総合的に推進し、小学生を育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	事業概要	担当課	備考
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。 ※定員増により、待機児童解消を図ります。	子育て支援課	確保内容 P89 参照
児童館運営事業【再掲】	25 か所の児童館で、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課	
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P95 参照

### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方について、放課後児童クラブが最も高くなっています。





## 4-2 産後・育児休業後の復帰支援

出産や育児の休業後に円滑に職場に復帰するための支援や、職場復帰に際して確実に保育等の利用ができる仕組みについて、利用意向状況などを考慮しつつ検討を進めます。

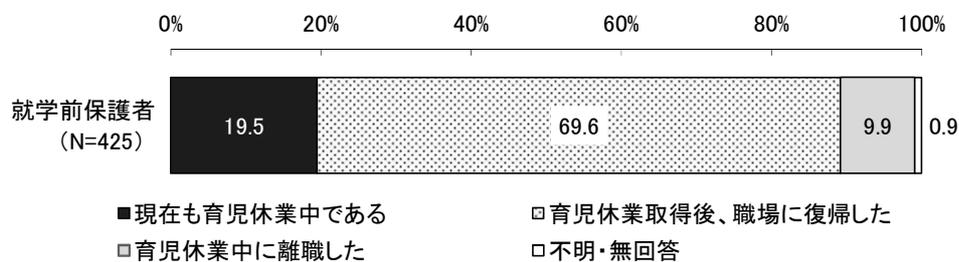
### ① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

休業給付や保険料減免、短時間制度など出産・育児の休業、職場復帰に伴う各種制度について情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
休業に関する各種制度の情報提供事業	こども家庭相談や子育て支援情報誌のなかで、各種制度の情報提供をします。	子育て支援課	

#### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

育児休業取得後の復帰状況について、「育児休業取得後、職場に復帰した」が69.6%と最も多くなっています。



生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。

5-1 児童虐待対策の充実

- ① 児童虐待についての啓発推進
- ② 早期発見と対応体制の整備
- ③ 児童虐待の予防

5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

- ① ひとり親家庭の相談
- ② 子育てと生活の支援
- ③ 就業支援
- ④ 経済的支援

5-3 障害のある子どもに対する支援の充実

- ① 児童発達相談
- ② 障害児の療育・保育
- ③ 家族へのサポートの充実

5-4 定住外国人に対する支援の充実

- ① 施設・サービス利用に関する支援

5-5 多胎児世帯への支援

- ① 多胎児世帯への支援

#### ■方針

個別の状況に応じた特別な支援を必要とする子ども・家庭に対する支援を充実し、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが個性を發揮し、健やかに成長することができるようになることを目指します。





## 5-1 児童虐待対策の充実

### 【一宮市児童虐待対策基本計画】

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待対策が子どもの健やかな成長に不可欠であることから、児童虐待対策の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成27年3月に本市としての基本方針について「一宮市児童虐待対策基本計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第2期を迎えるにあたり、「一宮市児童虐待対策基本計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

### 【対象者】

要保護児童：保護者のいない児童または児童虐待などにより保護者に監護させることが不適當であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童除く）

特定妊婦：若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### 【計画の位置づけ】

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童虐待防止対策の強化に向け、本市の児童虐待に対応する体制と専門性のさらなる強化を進めていくために策定します。

### 【児童虐待対策の現状と課題】

- 一宮市域の児童虐待通告受付・対応件数は毎年増加傾向にあり、特に愛知県一宮児童相談センターへの相談件数は平成26年から増加しています。本市は愛知県一宮児童相談センター（児童相談所）と連携して通告に対応しています。

#### ■一宮市域における児童虐待通告受付・対応件数の推移（再掲）

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
一宮市	65	76	81	71	82
愛知県 一宮児童相談センター	203	346	306	294	352

資料：一宮市資料（一宮市要保護児童対策地域協議会資料）

- ・「子どもを守る地域ネットワーク」として、一宮市要保護児童対策地域協議会を設置し、ネットワークを活用して支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努めます。また、「DV 対策部会」を設置し、DV（配偶者からの暴力）対策と子どもの心理的虐待対策の連携を図っています。

■一宮市要保護児童対策地域協議会

区分	構成機関	
	関係団体	行政
人権・安全等	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
		一宮市総合政策部
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
福祉・保健	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	愛知県一宮保健所
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉部
	社会福祉法人 清修会	一宮市こども部
		一宮市市民健康部

① 児童虐待についての啓発推進

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけ、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待防止啓発事業	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等さまざまな媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。	こども家庭相談室	

## ② 早期発見と対応体制の整備

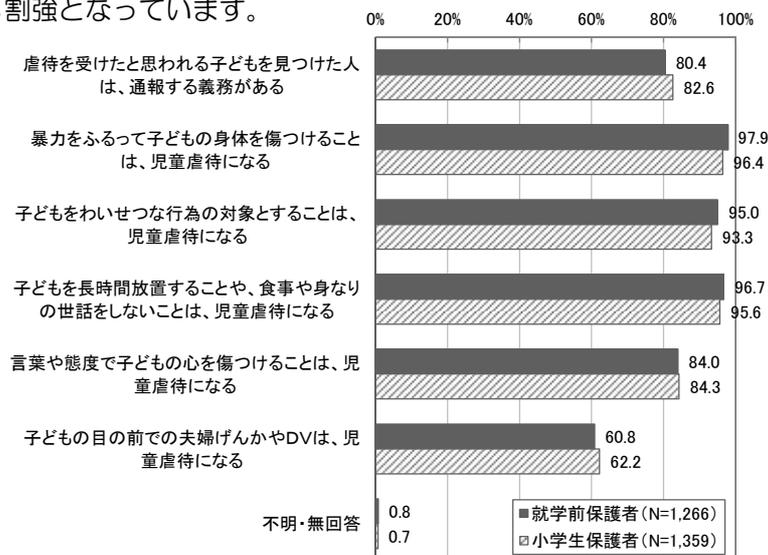
子どもとの面接調査などを行う相談員を配置し、児童虐待通告を受付けたときには県児童相談センターと連携して適切に対応します。

児童虐待対応においては、法改正により市町村の在宅支援機能強化が明確化されました。これに伴い、子ども家庭総合支援拠点を設置し、虐待対応機能向上に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童虐待相談事業	市としての児童虐待相談・通告窓口を設置し、市民などからの虐待通告を一元的に受け付けます。	こども家庭相談室	
子ども家庭総合支援拠点事業 【再掲】	こども家庭相談室を設置し、児童相談（児童虐待）のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に支援します。  ※児童虐待対応では、法改正で市町村の在宅支援機能強化が求められ、子ども家庭総合支援拠点を設置し、一層の相談機能向上に努めます。	こども家庭相談室	
児童虐待通告対応事業	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を決定し、子どもの安全確認を行います。危険性が高いケースは児童相談センターに送致し、一時保護等の措置につなげます。	こども家庭相談室	

### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

児童虐待に関する知識のうち、虐待に関して知っていることは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについては9割以上、虐待発見時の通報義務は8割強、心理的虐待（言葉の暴力など）は6割強から8割強となっています。



### ③ 児童虐待の予防

こども家庭相談システムの運用により、庁内の連携強化に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会への情報集約を強化し、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行い、児童虐待の発生や再発防止に努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
こんにちは赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業) 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員・保健師・助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P82 参照
ネットワークによる見守り支援事業	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	こども家庭相談室	
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	こども家庭相談室	確保内容 P91 参照
児童虐待に関する講演会事業	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として講演会を開催し、一般市民をはじめ関係者の能力向上や意識高揚を図り、ネットワークの対応能力を強化します。	こども家庭相談室	



## 5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

### 【一宮市ひとり親家庭等自立促進計画】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が、子どもの健全な成長に不可欠であることから、ひとり親家庭に対する支援の総合的な推進を図るため、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、平成 27 年 3 月に「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

「一宮市子ども・子育て支援事業計画」が第 2 期を迎えるにあたり、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」についても、現状等を分析・検討し、改訂を行います。

### 【対象者】

母子家庭：配偶者のない母親が 20 歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

父子家庭：配偶者のない父親が 20 歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいう。

寡婦：かつて母子家庭であって、子どもが成人し現在も配偶者がいない方をいう。

### 【計画の位置づけ】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」として策定します。

### 【ひとり親家庭の現状と課題】

- ・ひとり親家庭は増加傾向にあります（P16 参照）。  
ニーズ調査結果では、未就学児の子育て家庭の 4.8%、小学生の子育て家庭の 8.5%がひとり親家庭となっており、前回調査時（未就学児 4.3%・小学生 7.9%）をわずかに上回っています。
- ・ひとり親家庭となった理由は離婚が多くを占めています。

#### ■児童扶養手当受給者の状況（平成 30 年 3 月 30 日現在）

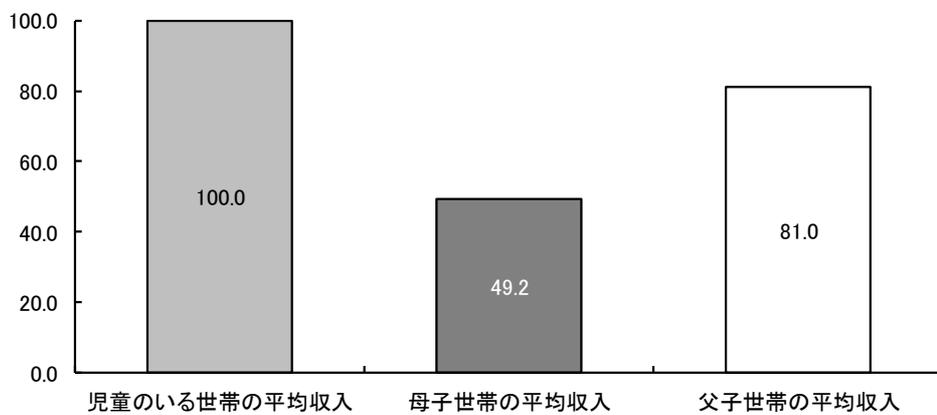
区分	理由			
	離婚	死別等	未婚出産等	その他
母子家庭	2,395	19	324	46
父子家庭	129	8	4	12
養育者	86	1	11	2

資料：子育て支援課

- ひとり親家庭は、全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が心配されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。これらの問題は子どもの貧困の原因ともされており、ひとり親の就労機会の確保が課題になっています。

→平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）は、平成 27 年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「49.2」、「父子世帯」の収入は「81.0」としています。

■児童のいる世帯と母子世帯及び父子世帯の収入比較（平成 27 年の年間収入）



資料：平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

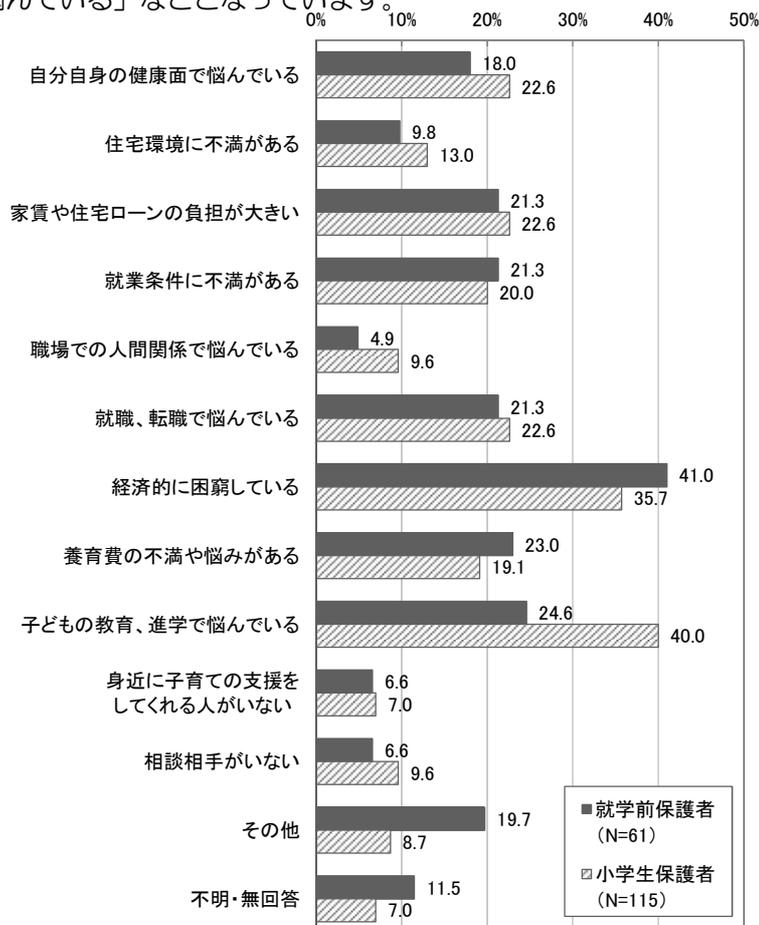
## ① ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の各種の相談に応じ、また、養育費の確保に関する情報提供をします。

事業名	事業概要	担当課	備考
ひとり親家庭相談事業	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。	こども家庭相談室	
養育費確保の情報提供事業	養育費確保に関する情報を収集し、啓発するほか、離婚相談などの機会を捉えて情報提供をします。	こども家庭相談室	

### ◎ニーズ調査のアンケート結果より

ひとり親家庭の母または父が「子育てや生活で悩んでいること」は、「経済的に困窮している」「子どもの教育、進学で悩んでいる」が多く、次いで「養育費の不満や悩みがある」「自分自身の健康面で悩んでいる」などとなっています。



## ② 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立促進のため、必要な子育てや生活の支援を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	こども家庭相談室	
母子生活支援施設 入所相談事業	一定の事由がある母子の入所を行い、就労、生活、子育て等の支援をして自立の促進を図ります。	こども家庭相談室	

## ③ 就業支援

ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上を促進するとともに、就労支援専門員を配置し、きめこまかな就労相談を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラム策定員により自立支援プログラムを策定し、きめこまかな就業・自立支援を行います。	こども家庭相談室	
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	こども家庭相談室	
高等職業訓練促進給付金等 支給事業	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいるひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭相談室	
就業支援講習会事業	職業能力の向上を図るため、愛知県母子センターが実施する就業支援講習会の情報提供、申込書の取りまとめ提出を行います。	こども家庭相談室	
高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が高卒認定試験の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	こども家庭相談室	

#### ④ 経済的支援

児童扶養手当、遺児手当など各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	
遺児手当支給事業	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課	
遺児一時金支給事業	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に一時金を支給します。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての紹介、貸付申請支援を行います。	こども家庭相談室	
母子・父子家庭等医療費助成事業	満 18 歳に到達する年度末までの子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父とその子どもの医療費について自己負担分（保険診療分）を全額助成します。	保険年金課	



### 5-3 障害のある子どもに対する支援の充実

人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。また、「第1期一宮市障害児福祉計画」に基づき、「児童発達支援センターを中心に重層的な支援体制の構築を図ります。本計画では障害のある子どもへの支援のうち、発達相談との連携や障害のある子どもの保育等の充実を図ります。

#### ① 児童発達相談

子育てに関する相談や療育相談を通じて、早期対応による療育を推進します。

事業名	事業概要	担当課	備考
療育相談事業	児童発達支援センターいずみ学園及び療育サポートプラザ チャイプで、発達が気になる子どもの相談に応じ、子どもの個性に応じた子育ての方法を一緒に考えます。 ※第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期一宮市障害児福祉計画)において、「児童発達支援体制の強化」を重点戦略の一つとしており、重層的な地域支援体制の構築を目指しています。児童発達支援センターの複数化を検討します。	福祉課 いずみ学園	

#### ② 障害児の療育・保育

障害・発達の状況に応じて、障害のある子どもの療育・保育を行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
保育所等訪問支援事業	保育所などを利用中の子どもが集団生活適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を考えます。	いずみ学園	
児童発達支援事業	就学前に単独でいずみ学園に通園できる子どもに対し、一人ひとりに合わせて適切な療育を行います。	いずみ学園	
心身障害児母子通園	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に心身障害児母子通園施設(すぎの子教室・たけのこ園・チューリップ教室・はとぼっぼ)に通園し、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	福祉課 いずみ学園	
保育園の障害児保育事業	保護者の就労状況等から保育園へ通う必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、保育園で保育します。	保育課	
障害児児童クラブ事業	特別支援学校へ通う障害のある子どもを放課後児童クラブ(けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ)で支援します。	子育て支援課	

### ③ 家族へのサポートの充実

子育てに難しさを感じる保護者等に対し、ペアレント・プログラムを実施し、精神面でのケアを行います。

事業名	事業概要	担当課	備考
ペアレント・プログラム講座事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。 ※ペアレント・プログラムの体制を拡充します。	福祉課 保育課 子育て支援課 いずみ学園 健康づくり課	



## 5-4 定住外国人に対する支援の充実

国際化の進展に伴い、子育てを行う外国人住民に対し、その子どもに対する教育・保育等のサービスが円滑に利用できるよう支援します。

### ① 施設・サービス利用に関する支援

ICT を活用した多言語対応の通訳サービスによって、窓口でのコミュニケーションを円滑にし、外国人が子育てに関する必要な情報を得られるよう支援します。

事業名	事業概要	担当課	備考
テレビ電話システムを活用した庁舎等の窓口での通訳サービス事業	外国人が庁舎等に来庁した際、タブレット端末でインターネットを介してコールセンターに接続し、画面を見ながらリアルタイムに通訳を行うことで、子育てに関する相談、情報提供や円滑な手続きの支援を行います。	情報推進課	



## 5-5 多胎児世帯への支援

多胎児がいる世帯の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをします。

### ① 多胎児世帯への支援

多胎児世帯を支援する各種サービスに努めます。

事業名	事業概要	担当課	備考
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)【再掲】	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	こども家庭相談室	確保内容 P91 参照
妊婦訪問事業【再掲】	妊娠届の時に出産・育児への不安の訴えがあったり、支援者がいない方、若年・多胎妊婦など、支援を要する妊婦に対し家庭訪問等で保健指導を行うとともに、産後も必要に応じ継続して支援を行います。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業【再掲】	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	
産後ケア事業【再掲】	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関等への宿泊や助産師の家庭訪問により、母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	健康づくり課	
保育料等の多子減免制度 【再掲】	保育園等に保護者の子3人以上が同時に入所している場合、保育料や給食費を無料にします。	保育課	

## 第5章 子ども・子育て支援事業

---





# 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進



## 1-1 概要

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、前回計画に引き続き、令和2年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、平成30年に実施したアンケート（一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査）をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、「教育・保育提供区域」を定めた上で、事業量の推計を行い、これを達成することができる提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定め、計画的に事業を推進していきます。

### ■一宮市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

#### ○調査の目的

本調査は、平成31年度に行う「第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育などの本市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

#### ○調査の対象と配布・回収数

対象者	配布数	有効回収数（有効回収率）
就学前児童の保護者	2,000 世帯	1,266 世帯（63.3%）
小学生児童の保護者	2,000 世帯	1,359 世帯（68.0%）

#### ○調査期間

平成30年10月22日～11月2日

#### ○調査の方法

郵送による配布・回収

#### ○調査項目

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 家族等の状況                 | 8. 宿泊を伴う一時預かりについて   |
| 2. 子どもの育ちを取り巻く環境について      | 9. 地域の子育て支援サービスについて |
| 3. 保護者の就労状況               | 10. 放課後等の過ごし方について   |
| 4. 保育園や幼稚園などの利用について       | 11. 子育てと仕事の両立について   |
| 5. 病児・病後児保育について           | 12. 子育てと地域社会について    |
| 6. 一時預かりについて              | 13. 児童虐待について        |
| 7. 土曜・休日の保育園や幼稚園などの利用について | 14. 子育て全般について       |



## 1-2 教育・保育提供区域

### (1) 教育・保育提供区域とは

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込みと確保策の記載をして施設や事業の整備を図ります。

### (2) 幼児期の教育・保育に関する区域の設定

前回計画時は、東区域・西区域・北区域と3区域で、それぞれの保育需要を見ながら整備を図っていました。

本計画では、前回計画以降の人口動態を踏まえ、より地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供体制の整備を行うため、0歳から2歳児の乳児保育の需要が特に高い地域である、一宮総合駅を中心とした区域を「中区域」として設定し、次のとおり4つの教育・保育提供区域を設定します。

区域名称	対象連区
①東区域	西成、千秋、丹陽
②西区域	大和、萩原、朝日、大徳、起、三条、開明、小信中島
③北区域	奥、木曾川、北方、葉栗、浅井
④中区域	今伊勢、宮西、貴船、富士、向山、大志、神山



### (3) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域の設定

全市域を1つの教育・保育提供区域として設定します。

## 2

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保策等



## 2-1 幼児期の教育・保育

### (1) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保

#### ① 教育・保育の一体的提供

幼児期の教育・保育については、次に掲げる教育・保育施設や地域型保育事業による一体的な提供を推進します。

幼稚園、保育園などの教育・保育施設は、就学前の子どもに教育・保育を提供する基幹施設であり、地域型保育事業は、乳児期の保育を身近な場所で提供する事業です。このような教育・保育施設や事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、安定的に円滑な供給が行われることが重要であり、各施設や事業者間の調整や情報共有・連携に関する支援の充実を図ります。

#### ア 保育園・幼稚園等の状況

本計画策定時、市立保育園 53 か所、私立保育園 15 か所、認定こども園 2 か所、地域型保育施設 17 か所、私立幼稚園 23 か所があります。

#### ■ 区域ごとの保育園・幼稚園等の数

区域名称	公立 保育園	私立 保育園	認定 こども園	地域型 保育	幼稚園	計
東区域	10	4	0	2	6	22
西区域	17	5	0	2	7	31
北区域	16	3	1	0	5	25
中区域	10	3	1	13	5	32

#### イ 認定こども園整備の基本的考え方

認定こども園は、保育園と幼稚園の両方の機能を併せもち、保護者の就労状況が変わっても対応できるなどの特色がある施設です。

認定こども園の新規開設や保育園・幼稚園から認定こども園への移行については、保育園・幼稚園の現状や意向を尊重しつつ、地域の状況、利用者の希望や定員の充足状況などを考慮し総合的に検討・推進します。

#### ウ 地域型保育事業整備の基本的考え方

満3歳未満の子どもの保育を行う事業で、本計画策定時、小規模保育施設が 16 園、事業所内保育施設が 1 園となっています。各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況などを考慮して拡充を検討します。

## ② 質の高い教育・保育の提供

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、提供される教育・保育の内容及び水準は、良質かつ適切でなければなりません。

質の高い教育・保育を提供するためには、これに携わる職員の資質の向上が極めて重要であると考えます。

市立保育園の保育士に対しては、専門性を高める研修を継続的、定期的実施していきます。また、私立保育園の保育士に対しても、従来どおり市の保育士研修への参加を呼びかけていきます。幼稚園教諭やその他教育・保育に携わる職員に対しては、合同研修などの開催検討その他資質向上に関する支援方策を検討します。

## ③ 特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督

県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

中核市に移行するにあたり、保育所に対する児童福祉法に基づく監査の権限及び実施義務が愛知県から移譲されるため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」に基づき、重大事故防止対策の徹底・推進に努めます。

### ■ 保育施設等の所在地及び設置者又は事業主体別の監査権者

保育施設等の所在地の区分	設置者又は事業主体		監査権者		
			保育所	幼保連携型 認定こども園	認可外 保育施設
一般の市町村に所在 する保育施設等	公立	市町村	都道府県	都道府県	都道府県
	私立	社会福祉法人等			
政令市又は中核市に所在 する保育施設等	公立	市	都道府県	政令市・ 中核市	政令市・ 中核市
	私立	社会福祉法人等	政令市・ 中核市		

資料：子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－結果報告書

## (2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

### ■各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量） 【単位：（人）】

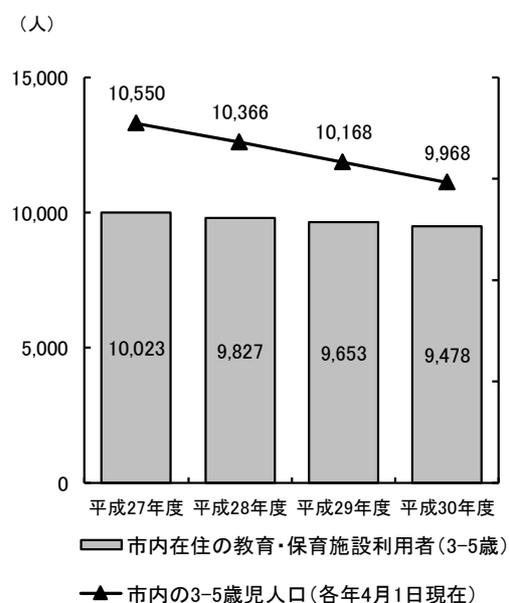
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		4,150	2,961	2,873	2,755	2,672	2,598
2号認定	幼稚園・認定こども園		774	755	724	701	680
	保育園・認定こども園	5,772	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
計		-	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
3号認定	0歳児	195	207	213	220	227	234
	1・2歳児	2,397	2,433	2,508	2,585	2,665	2,747
	計	2,592	2,640	2,721	2,805	2,892	2,981

※平成30年度は実数

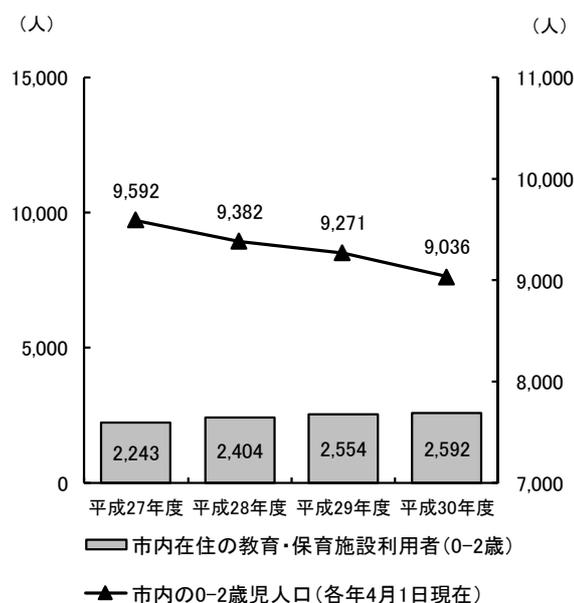
※量の見込み（ニーズ量）については、ニーズ調査に基づき算出した数値を、利用実績等を勘案し補正して設定

### ■教育・保育の利用実績の推移

・幼児（3-5歳児）



・乳児（0-2歳児）



資料：保育課

### (3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ① 1号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が非常に短い（月60時間未満）家庭	幼稚園・認定こども園

#### ■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	2,961	2,873	2,755	2,672	2,598
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 300				
確保の内容（定員）	5,446	5,401	5,401	5,401	5,401
特定教育・保育施設	226	541	541	541	541
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	5,220	4,860	4,860	4,860	4,860
過不足※	1,411 （充足）	1,473 （充足）	1,622 （充足）	1,728 （充足）	1,823 （充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※ 2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

#### 【方針】

- ・他市町村が一宮市の教育・保育の利用を確保する必要がある場合は、それについても記載しています。
- ・幼稚園、認定こども園での利用となります。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	930	911	873	847	823
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 140				
確保の内容（定員）	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	1,712	1,712	1,712	1,712	1,712
過不足※	399（充足）	422（充足）	470（充足）	503（充足）	534（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	829	811	777	754	733
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824
過不足※	778（充足）	800（充足）	843（充足）	872（充足）	899（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	567	530	509	493	480
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	江南市 160				
確保の内容（定員）	1,042	997	997	997	997
特定教育・保育施設	82	397	397	397	397
確認を受けない幼稚園 （他市町村の子ども分を含む）	960	600	600	600	600
過不足※	167（充足）	167（充足）	194（充足）	215（充足）	231（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	635	621	596	578	562
必要利用定員総数（人） （他市町村の子ども）	—	—	—	—	—
確保の内容（定員）	868	868	868	868	868
特定教育・保育施設	144	144	144	144	144
確認を受けない幼稚園	724	724	724	724	724
過不足※	67（充足）	84（充足）	115（充足）	138（充足）	159（充足）

② 2号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳以上で、共働き・ひとり親家庭であるが、幼稚園の利用希望が強いと想定される家庭	幼稚園
子どもが満3歳以上で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園

■市全体

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	6,226	6,053	5,803	5,623	5,462
幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭	774	755	724	701	680
上記以外	5,452	5,298	5,079	4,922	4,782
確保の内容（定員）	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
特定教育・保育施設	6,713	6,713	6,713	6,713	6,713
過不足※	1,261 (充足)	1,415 (充足)	1,634 (充足)	1,791 (充足)	1,931 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※2号認定の必要利用定員総数のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い家庭については、幼稚園利用が見込まれるため1号認定の確保の内容に含めるものとする。

【方針】

- ・幼稚園、認定こども園、保育園での利用となります。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,539	1,499	1,437	1,392	1,352
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	243	239	229	222	215
上記以外	1,296	1,260	1,208	1,170	1,137
確保の内容（定員）	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
特定教育・保育施設	1,596	1,596	1,596	1,596	1,596
過不足※	300（充足）	336（充足）	388（充足）	426（充足）	459（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,782	1,734	1,661	1,611	1,565
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	217	213	204	198	192
上記以外	1,565	1,521	1,457	1,413	1,373
確保の内容（定員）	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
特定教育・保育施設	1,927	1,927	1,927	1,927	1,927
過不足※	362（充足）	406（充足）	470（充足）	514（充足）	554（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,503	1,456	1,396	1,352	1,314
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	148	140	134	129	126
上記以外	1,355	1,316	1,262	1,223	1,188
確保の内容（定員）	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
特定教育・保育施設	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
過不足※	313（充足）	352（充足）	406（充足）	445（充足）	480（充足）

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	1,402	1,364	1,309	1,268	1,231
幼児期の学校教育の 利用希望が強い家庭	166	163	157	152	147
上記以外	1,236	1,201	1,152	1,116	1,084
確保の内容（定員）	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
特定教育・保育施設	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522
過不足※	286（充足）	321（充足）	370（充足）	406（充足）	438（充足）

③ 3号認定

対象者	利用できる教育・保育施設、事業
子どもが満3歳未満で、共働きの家庭・ひとり親家庭	認定こども園・保育園 地域型保育事業

■市全体

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）		2,640	2,721	2,805	2,892	2,981
0歳		207	213	220	227	234
1～2歳		2,433	2,508	2,585	2,665	2,747
確保の内容（定員）		3,123	3,169	3,195	3,221	3,247
0歳	特定教育・保育	396	390	378	366	354
	地域型保育事業	85	91	103	115	127
1～2歳	特定教育・保育	2,386	2,419	2,419	2,419	2,419
	地域型保育事業	256	269	295	321	347
過不足		483（充足）	448（充足）	390（充足）	329（充足）	266（充足）
0歳		274（充足）	268（充足）	261（充足）	254（充足）	247（充足）
1～2歳		209（充足）	180（充足）	129（充足）	75（充足）	19（充足）

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・認定こども園、保育園、地域型保育事業所での利用となります。
- ・人口減少の影響を受け、利用実績が減少傾向にある1号認定、2号認定に比べ、利用実績は近年増加傾向にあります。また、ニーズ調査に基づき、利用の見込みを算出したところ、現状の利用実績を超えるニーズがありました。
- ・市全体では、必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。「0歳」と「1～2歳」において、充足に差がありますが相互に利用することを見込んでいます。
- ・教育・保育提供区域別では、すべての区域で必要利用定員総数を上回る定員を確保しています。

教育・保育提供区域

■東区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	590	611	636	663	691
0歳	41	43	44	45	47
1～2歳	549	568	592	618	644
確保の内容（定員）	692	705	718	731	744
0歳					
特定教育・保育	81	75	69	63	57
地域型保育事業	15	21	27	33	39
1～2歳					
特定教育・保育	554	554	554	554	554
地域型保育事業	42	55	68	81	94
過不足	102（充足）	94（充足）	82（充足）	68（充足）	53（充足）
0歳	55（充足）	53（充足）	52（充足）	51（充足）	49（充足）
1～2歳	47（充足）	41（充足）	30（充足）	17（充足）	4（充足）

■西区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数（人）	707	718	734	750	766
0歳	60	62	64	66	68
1～2歳	647	656	670	684	698
確保の内容（定員）	842	842	842	842	842
0歳					
特定教育・保育	130	130	130	130	130
地域型保育事業	9	9	9	9	9
1～2歳					
特定教育・保育	673	673	673	673	673
地域型保育事業	30	30	30	30	30
過不足	135（充足）	124（充足）	108（充足）	92（充足）	76（充足）
0歳	79（充足）	77（充足）	75（充足）	73（充足）	71（充足）
1～2歳	56（充足）	47（充足）	33（充足）	19（充足）	5（充足）

■北区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
必要利用定員総数（人）	593	632	659	686	713	
0歳	45	46	48	50	51	
1～2歳	548	586	611	636	662	
確保の内容（定員）	700	733	746	759	772	
0歳	特定教育・保育	99	99	93	87	81
	地域型保育事業	6	6	12	18	24
1～2歳	特定教育・保育	582	615	615	615	615
	地域型保育事業	13	13	26	39	52
過不足	107（充足）	101（充足）	87（充足）	73（充足）	59（充足）	
0歳	60（充足）	59（充足）	57（充足）	55（充足）	54（充足）	
1～2歳	47（充足）	42（充足）	30（充足）	18（充足）	5（充足）	

■中区域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
必要利用定員総数（人）	750	760	776	793	811	
0歳	61	62	64	66	68	
1～2歳	689	698	712	727	743	
確保の内容（定員）	889	889	889	889	889	
0歳	特定教育・保育	86	86	86	86	86
	地域型保育事業	55	55	55	55	55
1～2歳	特定教育・保育	577	577	577	577	577
	地域型保育事業	171	171	171	171	171
過不足	139（充足）	129（充足）	113（充足）	96（充足）	78（充足）	
0歳	80（充足）	79（充足）	77（充足）	75（充足）	73（充足）	
1～2歳	59（充足）	50（充足）	36（充足）	21（充足）	5（充足）	



## 2-2 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業は、在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭に対して、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を実現するために重要な事業であり、質と量にわたる充実を目指します。

### (2) 提供体制の確保の内容等を定める地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、次に掲げる事業について、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

一宮市での事業名称または通称 [事業名称]
母子の健康支援事業
① 利用者支援事業（母子保健型）
② 妊婦健診 [妊婦健康診査]
③ こんにちは赤ちゃん訪問事業 [乳児家庭全戸訪問事業]
子育ての相談や交流促進についての事業
④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]
一時的に子どもを預かる事業
⑤ 一時預かり事業
⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]
⑦ 病児・病後児保育事業
⑧ ショートステイ事業 [子育て短期支援事業]
仕事と子育ての両立に資する事業
⑨ 放課後児童クラブ [放課後児童健全育成事業]
⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]
個別的な支援についての事業
⑪ 育児支援家庭訪問事業 [養育支援訪問事業]
⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

### (3) 提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### ① 利用者支援事業（母子保健型）

妊娠・出産・育児期にわたり、面接、家庭訪問により、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	2,870件	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件
確保内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	面接件数	-	2,600件	2,541件	2,498件	2,464件	2,443件

[量の見込みの説明] 実施か所数は、現行体制で確保を行うため、3か所として設定。妊娠届時の面接件数は、0歳児人数（推計）及び実績等を勘案し設定

#### 【方針】

- ・妊娠・出産・育児期にわたり、切れ目なく必要な情報提供・相談支援を実施できるよう、平成29年度に開始した「母子健康包括支援センター事業」を3か所の保健センターで、引き続き実施します。
- ・「母子健康手帳（母子手帳）」交付時に面接をし、情報提供や保健指導を引き続き行います。

## ② 妊婦健診 [妊婦健康診査]

妊娠してから出産まで、定期的に医療機関や助産院に通院し、検査や保健指導を受けるもので、胎児や妊婦の問題の発見や早期対応により安全な出産を確保します。

### ■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	対象者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	受診者数	2,749人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	35,092件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件
確保内容	受診者数	3,164人	2,600人	2,541人	2,498人	2,464人	2,443人
	延べ受診回数	37,300件	36,400件	35,574件	34,972件	34,496件	34,202件

[量の見込みの説明] 0歳児人数（推計）及び実績等を勘案し設定

### 【方針】

- すべての対象者が健診を受けることができる体制を確保しています。
- 妊婦健康診査は妊婦の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、妊娠届出書の提出時に、「母子健康手帳（母子手帳）」とともに交付する、「母と子のしおり」に綴られている、健康診査受診票（妊婦健診 14回と子宮頸がん検診1回の計 15枚）により、医療機関及び助産所で健康診査を受けていただくものです。妊娠中の健康管理のためには、早期の届け出と定期的な健康診査の受診が重要になるため、広く機会を捉えて啓発に努めていきます。

③ こんにちは赤ちゃん訪問事業〔乳児家庭全戸訪問事業〕

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員などが訪問し、安心して子育てができるよう、育児相談と保健サービスの紹介を行います。併せて養育環境の把握をして今後の支援につなげていきます。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	出生数	2,885人	2,603人	2,543人	2,500人	2,466人	2,445人
	訪問件数	2,708件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件
確保内容	訪問件数	3,214件	2,603件	2,543件	2,500件	2,466件	2,445件

〔量の見込みの説明〕0歳児人数（推計）を出生数とみなして設定

【方針】

- すべての対象児のいる家庭を訪問できる体制を確保しています。
- 市民課などへの出生届提出時に、「赤ちゃんが生まれました連絡票」の回収を行い、出産後の連絡先・新生児産婦訪問の希望の有無を確認しています。
- 連絡票の提出がない方は、出生届の情報から把握し、生後4か月までにすべての家庭へ訪問員・保健師・助産師（新生児産婦訪問を兼ねる）が家庭訪問等を行えるように努めていきます。
- 長期入院、里帰り出産等で家庭訪問が実施できない方へは、4か月児健康診査で面接し、養育環境の把握と保健サービスの紹介を行います。

#### ④ 子育て支援センター事業 [地域子育て支援拠点事業]

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流の場を提供し、育児相談等の事業を実施するものです。本市では、子育て支援センターを市内に6か所設置しているほか、子育てひろばを民間委託して事業を展開しています。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	70,992人	72,336人	70,289人	67,993人	66,301人	64,900人
	延べ利用可能数 (年間) ※	171,500人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人	186,000人
確保内容	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	過不足	100,508人 (充足)	113,664人 (充足)	115,711人 (充足)	118,007人 (充足)	119,699人 (充足)	121,100人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定※移動子育て支援センターの数値を含む。

#### 【方針】

- 市の子育て支援センター6か所、民間委託の子育てひろば2か所、また市内の公共施設に出向き臨時開設する移動子育て支援センター「こっこ」も設置しており、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ニーズ調査に基づき算出した数値では、子育て支援センター等の延べ利用数は減少傾向にありますが、乳幼児期の親子の交流や育児相談の拠点として重要な事業であるため、現在の水準を維持していきます。
- 多くの親子にいちのみや子育て支援サイト・アプリを活用し、行事予定を適時情報提供するなど、広報に努めます。

⑤ 一時預かり事業

ア 幼稚園型（在園児）【幼稚園における一時預かり（預かり保育）】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、通常の教育時間後や長期休業中などに、幼稚園または認定こども園において一時的に預かる事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	80,692人	84,925人	82,201人	79,565人	77,013人	74,543人
	1号認定	-	12,560人	12,157人	11,767人	11,390人	11,024人
	2号認定	-	72,365人	70,044人	67,798人	65,623人	63,519人
確保内容	延べ利用数	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人	98,000人
	過不足	17,308人 (充足)	13,075人 (充足)	15,799人 (充足)	18,435人 (充足)	20,987人 (充足)	23,457人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

イ 幼稚園型以外（在園児除く）【保育園・中央子育て支援センターでの一時預かり】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。本市では、保育園の「一時保育事業」、中央子育て支援センターの「子ども一時預かり事業」などがあります。

■量の見込みに対する確保の内容

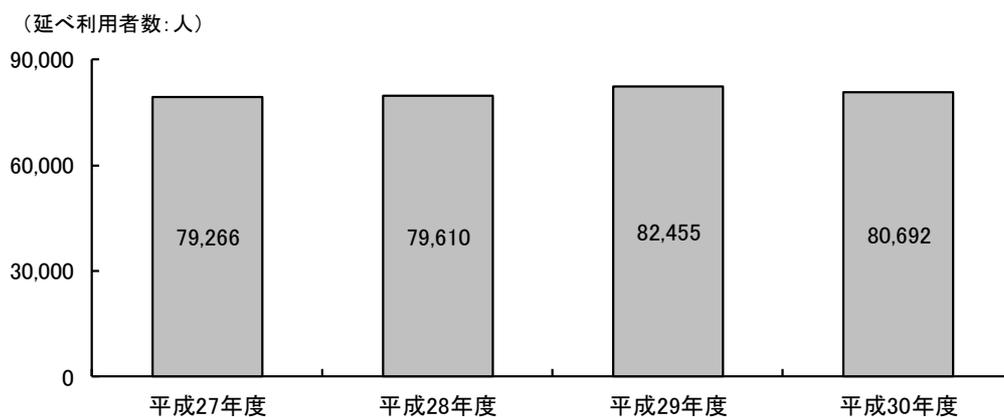
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用数 (年間)	20,236人	23,960人	23,281人	22,608人	22,106人	21,707人
	一時保育事業	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人	49,810人
確保内容	子ども一時預かり事業	1,280人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
	子育て援助活動支援事業	4,800人	3,800人	3,750人	3,700人	3,650人	3,600人
	計	55,890人	57,610人	57,560人	57,510人	57,460人	57,410人
	過不足	35,654人 (充足)	33,650人 (充足)	34,279人 (充足)	34,902人 (充足)	35,354人 (充足)	35,703人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

## 【方針】

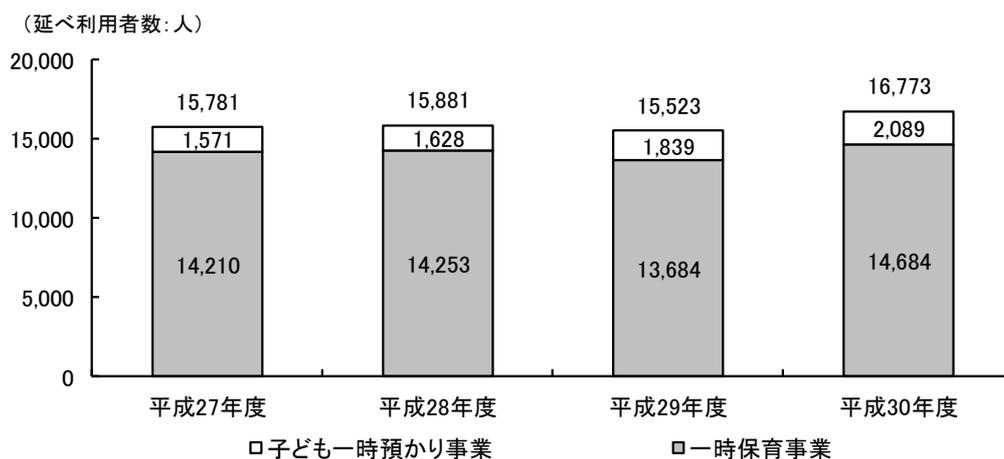
- ・「ア 幼稚園型（在園児）」、「イ 幼稚園型以外（在園児除く）」ともに、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・引き続き利便性の向上を図り、また、保護者の社会参加促進や育児による心身の疲労回復に資する事業として展開していきます。

### ■ 幼稚園における一時預かり（預かり保育）の利用状況



資料：保育課

### ■ 一時預かり事業（一時保育事業・子ども一時預かり事業）の利用状況



資料：子育て支援課・保育課

⑥ ファミリー・サポート・センター事業 [子育て援助活動支援事業]

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本市では「いちのみやファミリー・サポート・センター」を設置しています。

■量の見込みに対する確保の内容

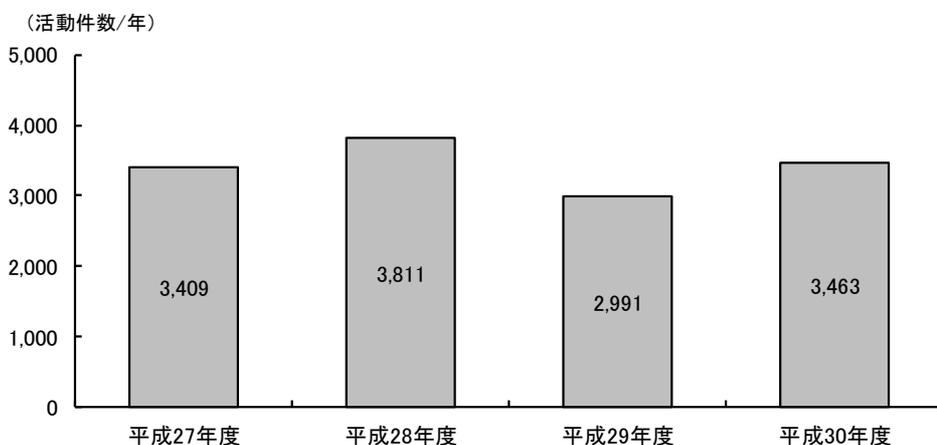
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	活動件数 (年間)	3,463 件	3,621 件	3,531 件	3,456 件	3,372 件	3,293 件
	うち小学生	1,781 件	1,829 件	1,784 件	1,746 件	1,703 件	1,663 件
確保内容	活動可能件数 (年間)	4,800 件	3,800 件	3,750 件	3,700 件	3,650 件	3,600 件
	援助会員数	120 人	60 人	58 人	56 人	54 人	52 人
	依頼会員数	600 人	500 人	490 人	480 人	470 人	460 人
	両方会員数	75 人	55 人	54 人	53 人	52 人	51 人
	過不足	1,337 件 (充足)	179 件 (充足)	219 件 (充足)	244 件 (充足)	278 件 (充足)	307 件 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活動件数や会員数は、減少傾向にあります。しかし、多様な預かり等の要望に対応できる事業であり、利用ニーズの適正な把握に努めることで、サービス提供体制の確保を行います。
- ・急な依頼にも対応できるようにするために不可欠な援助会員数の確保に努めます。

■ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：子育て支援課

### ⑦ 病児・病後児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児または小学校1～4年生で、疾病にかかっている子ども及び回復期の子どもについて、保育所、診療所その他施設において保育を行う事業です。

#### ■量の見込みに対する確保の内容

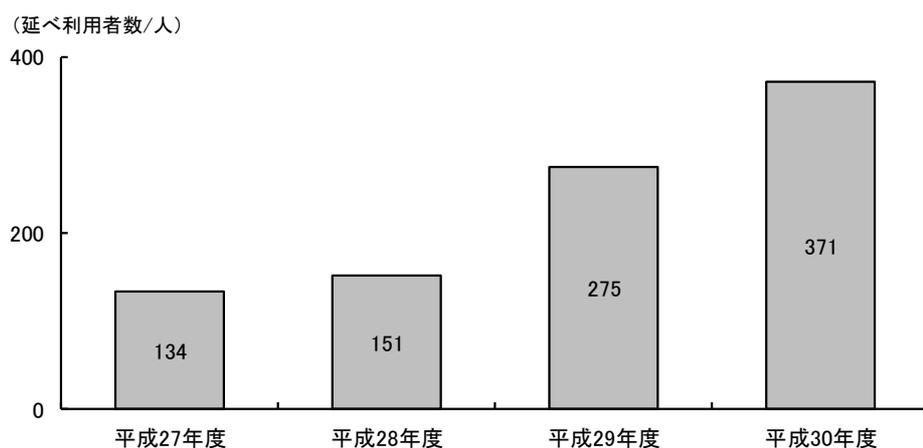
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	371人	385人	397人	409人	422人	435人
確保内容	延べ利用可能数 (年間)	2,205人	2,205人	2,940人	2,940人	2,940人	2,940人
	実施か所数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	過不足	1,834人 (充足)	1,820人 (充足)	2,543人 (充足)	2,531人 (充足)	2,518人 (充足)	2,505人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

#### 【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・地域のバランスを考慮し、東地区に1か所の設置を検討します。
- ・病児保育の充実については、医療機関の協力が必要であり、設置の要請を継続します。

#### ■病児・病後児保育事業の利用状況



資料：保育課

⑧ ショートステイ事業〔子育て短期支援事業〕

保護者の疾病や仕事等により、夜間、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う預かりを行う事業です。本市では、児童養護施設や乳児院において預かりを委託します。

■量の見込みに対する確保の内容

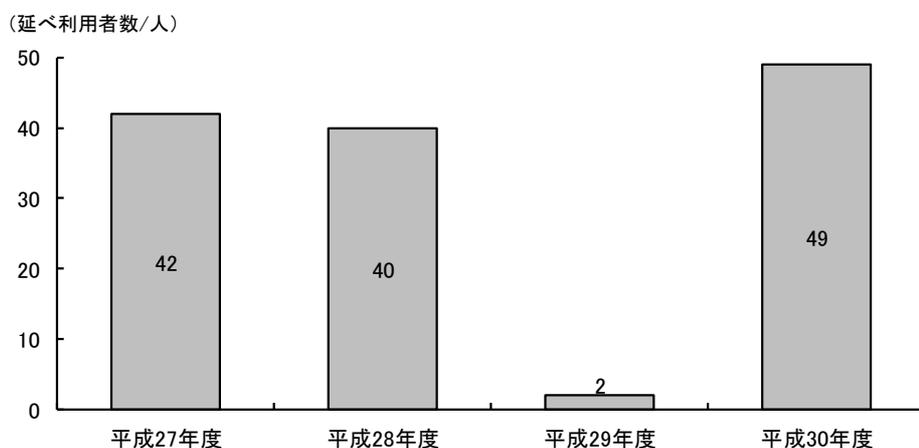
区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	延べ利用者数 (年間)	49人	71人	73人	75人	77人	79人
	延べ利用可能数 (年間)	100人	100人	100人	100人	100人	100人
確保内容	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	過不足	51人 (充足)	29人 (充足)	27人 (充足)	25人 (充足)	23人 (充足)	21人 (充足)

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・ 宿泊を伴う預かりの委託先として児童養護施設3施設、乳児院2施設があり、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・ 利用状況を見ると、年度により大きく変動があります。常時利用される事業ではなく、緊急のときなどに一時的に利用されるサービスであるといえます。
- ・ ニーズ調査結果では、緊急時などに子どもをみてくれる親族、友人、知人が無いと回答した方が、未就学児で11.7%、小学生で10.7%ありました。子育てをしていくなかで、さまざまな事態が生じたときに対応できるサービスとして現在の水準を維持していきます。

■ショートステイ事業の利用状況



資料：子育て支援課

⑨ 放課後児童クラブ〔放課後児童健全育成事業〕

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	利用希望児童	4,349人	4,668人	4,565人	4,486人	4,375人	4,294人
	低学年	3,796人	3,845人	3,763人	3,703人	3,616人	3,536人
	高学年	553人	823人	802人	783人	759人	758人
確保内容	定員	4,595人	4,699人	4,817人	4,935人	4,964人	5,052人
	施設数	58か所	58か所	59か所	60か所	60か所	62か所
	過不足 (市全体の過不足)	-	31人 (充足)	252人 (充足)	449人 (充足)	589人 (充足)	758人 (充足)
	過不足 (小学校区ごとの 過不足の合計)※	-	△266人 (不足)	△188人 (不足)	△80人 (不足)	△58人 (不足)	0

〔量の見込みの説明〕 ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

※確保内容欄の「定員」が見込み量欄の「利用希望児童数」を上回っていても、小学校区ごとに判定すると不足が生じます。確保内容欄の「過不足（小学校区ごとの過不足の合計）」は各小学校区における待機児童数の合計です。

【方針】

- ・放課後児童健全育成事業に対するニーズは、年々高まってきており、待機児童が生じています。この事業は、放課後に子ども自身が放課後児童クラブまで行き、そこで支援を受けるものであることから、小学校区ごとに需給状況を把握し、利用定員数を確保していく必要があります。
- ・「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭（合わせて小学生の子育て家庭の29.9%）を基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。
- ・待機児童対策と同時に、安全な施設の確保を進めていきます。
- ・この事業と「放課後の子どもの居場所づくり」という点では目的を同じくする「放課後子ども教室」と連携し、相互の役割分担と協力のもとに事業を進めていきます。

⑩ 延長保育事業 [時間外保育事業]

保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育標準時間・保育短時間の最長保育時間を超えて保育園を利用する事業です。

■ 量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	18時以降の利用希望数	1,718人	1,810人	1,866人	1,924人	1,983人	2,044人
確保内容	利用可能数	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人	2,925人
	実施園数	市立	31か所	31か所	31か所	31か所	31か所
		私立	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	過不足		1,207人 (充足)	1,115人 (充足)	1,059人 (充足)	1,001人 (充足)	942人 (充足)

[量の見込みの説明] ニーズ調査に基づき算出した数値を補正して設定

【方針】

- ・見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・共働きの増加、働き方の多様化により、ニーズが高まる可能性があるため、現在の水準を維持していきます。

⑪ 育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕

育児支援家庭訪問事業〔養育支援訪問事業〕は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	訪問支援 必要家庭	34件	44件	48件	53件	58件	64件
確保内容	訪問支援 可能件数	50件	44件	48件	53件	58件	64件
	過不足	16件 (充足)	0	0	0	0	0

【方針】

- ・訪問支援のうち、育児・家事援助は、委託によりホームヘルパーを派遣しており、専門的援助は保健師等が実施するもので、見込み量に対応できる体制を確保しています。
- ・一宮市要保護児童対策地域協議会による、要保護児童・要支援児童の見守りを行うなかで、個々のケースについて訪問支援の必要性を検討していきます。要保護児童・要支援児童の支援を行う上で有効な方策であり、今後も現在の水準を維持していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用、行事への参加に要する費用、給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）等を助成する事業です。

■量の見込みに対する確保の内容

区分・指標		年度	本計画				
		前回計画 平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
確保内容	給付件数	22件	6,382件	6,199件	5,944件	5,762件	5,600件
	過不足	-	0	0	0	0	0

〔量の見込みの説明〕令和元年10月実施の幼児教育・保育無償化に伴い給食の副食費（新制度未移行の幼稚園対象）の助成を開始したため、令和2年度以降分の見込み量が大幅に増加しました。

【方針】

- 子どもの円滑な施設利用と健やかな成長を支援するため、生活保護世帯等に属する子どもの保育園や幼稚園等で使用する日用品や文房具の購入費用、行事の参加に要する費用を助成します。また、新制度未移行の幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯の子どもや多子世帯における3番目以降の子どもにかかる副食材料費を補助します。

# 3

## 放課後対策の総合的推進



### 3-1 放課後対策事業の現状

#### ① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後の小学生に居場所を提供する事業として、次の2つの事業を実施しています。

事業名称	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	放課後子ども教室 (放課後子ども教室推進事業)
対象児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生 ※希望者が定員を超える場合は必要性の高い子どもを優先。	保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての小学校1～3年生 ※希望者が定員を超える場合は、抽選。
主な活動場所	児童館や地域の公民館など	小学校施設
利用者負担	放課後児童クラブ利用手数料	無料
実施状況	すべての小学校区で実施	すべての小学校で実施

#### ② ニーズの高まり

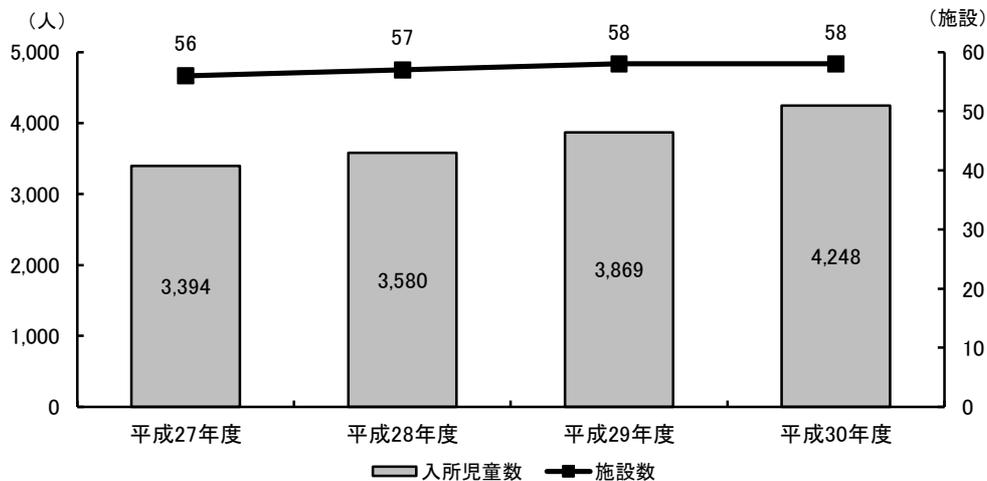
放課後の小学生に居場所を提供する事業に対するニーズは年々高まってきています。

これは、共働き家庭の増加によるとともに、子どもの健全な成長のため、放課後を安全に過ごすための場所を求める保護者が増加していることが推測されます。

#### [放課後児童クラブ]

放課後児童クラブの登録者数（利用者人数）は、少子化により児童数が減少傾向にあるなかでも、毎年増加しており、児童数に対する登録者の比率も高まっています。また、待機児童も生じています。

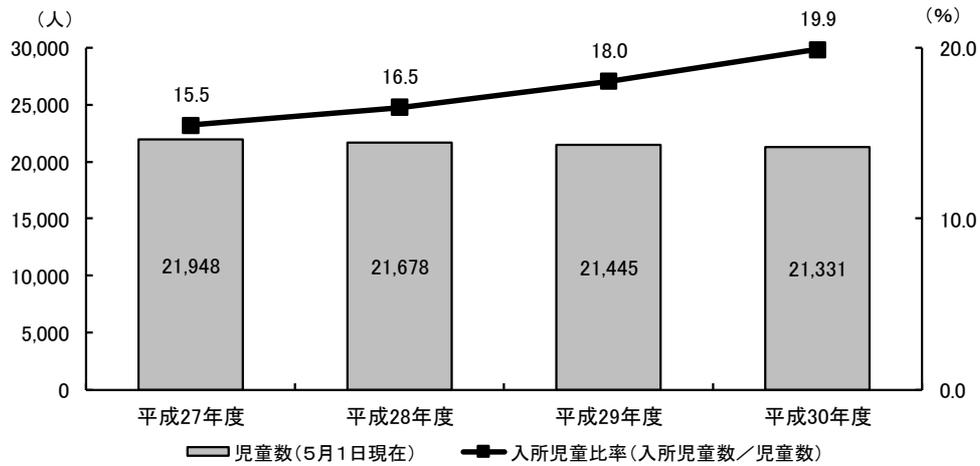
■放課後児童クラブの入所児童数・実施施設数の推移



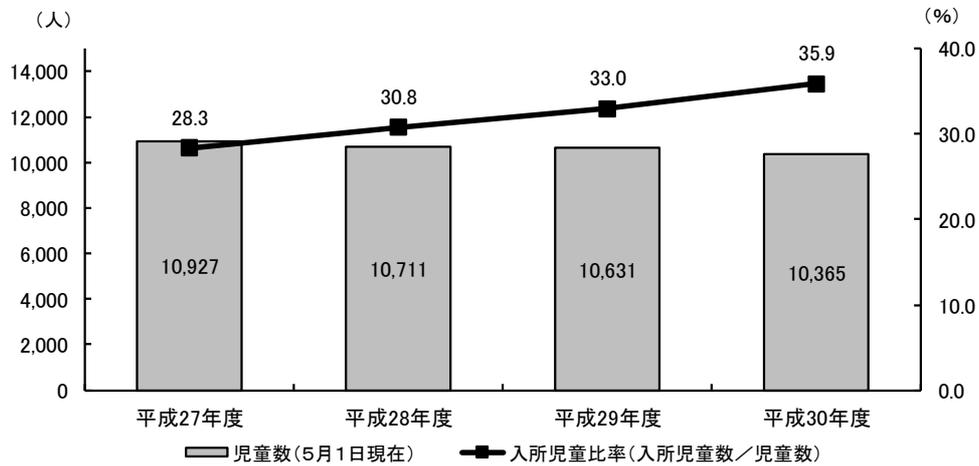
※グラフの数字には、施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ分も含まれています

資料：子育て支援課

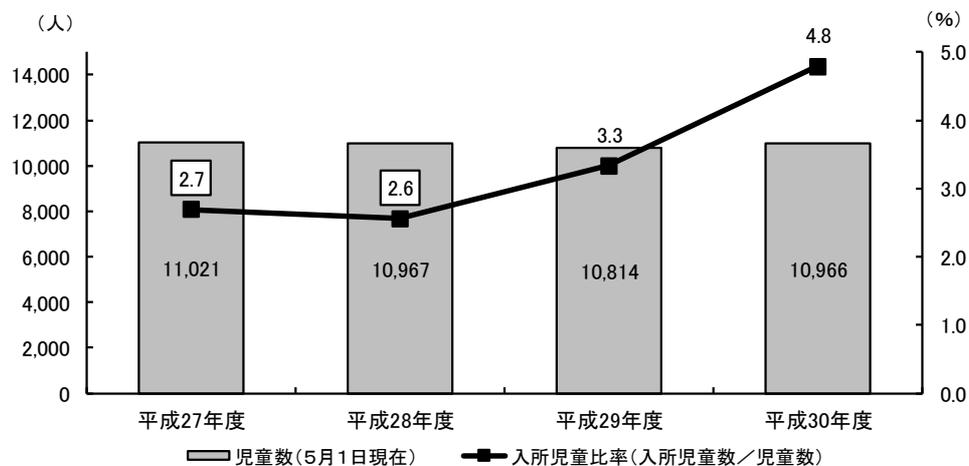
■ 小学校 1～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■ 小学校 1～3年生の児童数に対する入所児童比率の推移



■ 小学校 4～6年生の児童数に対する入所児童比率の推移

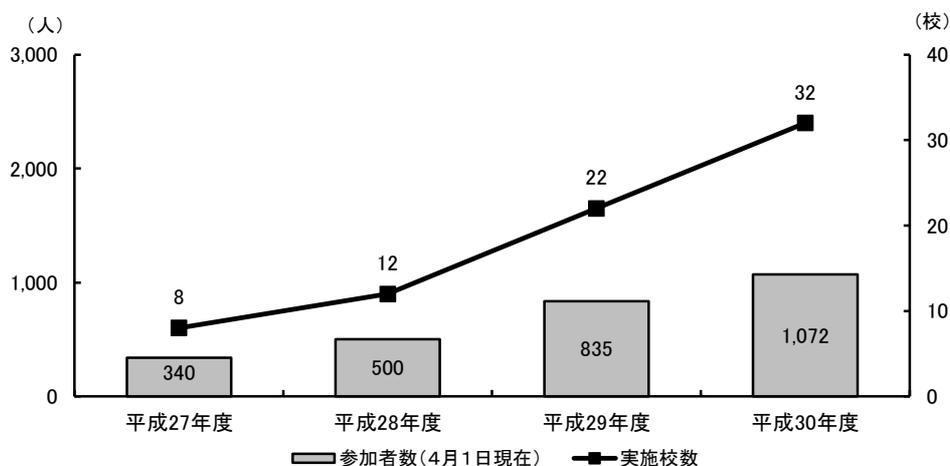


※グラフの数字には、施設数・登録者数ともに障害児児童クラブ分も含まれています  
 ※小学校4年生の受け入れは平成27年度から、小学校5・6年生の受け入れは平成31年度から開始

資料：子育て支援課

## [放課後子ども教室]

### ■放課後子ども教室の参加者人数・実施校数の推移



※平成31年度から全小学校(42校)で実施開始

資料：青少年育成課



## 3-2 放課後対策事業の基本方針

### ① 放課後児童健全育成事業の基本方針【再掲】

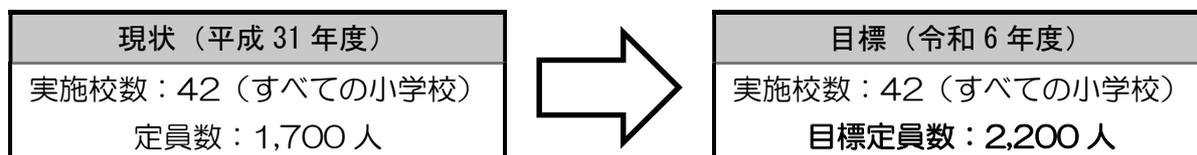
「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、ひとり親家庭、父母ともにフルタイムの共働き家庭(合わせて小学生の子育て家庭の29.9% P21 参照)を、基本的な対象として把握し、どの小学校区においても、児童数に対して一定割合の子どもが利用できるように施設整備を進めます。

⇒目標・確保方策は、P89に記載のとおり

### ② 放課後子ども教室推進事業の基本方針

保護者の就労・未就労にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動を行うことができる環境整備を推進し、定員数の増加や教室の拡充を進めます。

#### ■放課後子ども教室整備計画



#### 【方針】

- 令和6年度までの5年間で500人の定員整備を目指し、必要性の高い学校から教室の拡充を進めます。
- 放課後児童クラブの待機児童の受け皿として、両事業の待機児童の動向を踏まえて定員の拡充を進めます。

### ③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受け入れの継続に努めます。

特別支援学校へ通う障害のある子どもについては、障害児児童クラブ（けやき児童クラブ・ポプラ児童クラブ）で支援を行います。

### ④ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

すべての放課後児童クラブにおいて、厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」にある開所時間の延長を実施しています。引き続き、すべての放課後児童クラブで開所時間の延長を実施していきます。

#### ■放課後児童クラブの開所時間

	一宮市	要綱
小学校の授業の休業日（長期休暇期間） に行う放課後児童健全育成事業	1日につき11時間30分	1日につき8時間
小学校の授業の休業日以外の日（平日） に行う放課後児童健全育成	1日につき4時間	1日につき3時間



## 3-3 連携による総合的推進

### ① 一体型の推進

同一の小学校内施設を活用して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施することについては、設備等の条件が整った学校から実施することを検討していきます。

#### ■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室整備計画

現状（平成31年度）	目標（令和6年度）
実施施設：0	実施施設：6

### ② 連携型の推進

同一小学校区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携については、今までも、子どもの交流や情報交換を行ってきました。今後は、「3-2 放課後対策事業の基本方針」で示したとおり、両事業とも量的な拡大を推進するなか、それぞれの事業の特性を生かし、相互に補完をしながら、各小学校区において密接な連携を推進します。

### ③ 連携による事業の推進体制

「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」のもとに、「放課後総合対策部会」を設置して検討・推進を行います。

担当	課名
放課後児童健全育成事業主管課	こども部子育て支援課
放課後子ども教室推進事業主管課	こども部青少年育成課
学校施設管理主管課	教育文化部総務課

放課後対策事業の推進にあたっては、小学校施設の十分な活用を検討します。具体的には個別事案ごとに「放課後総合対策部会」で検討を進めます。



## 3-4 児童館の活用の検討

児童館は、子どもに健全な遊びを提供する児童厚生施設です。児童館の一般利用は、放課後の小学生に居場所を提供する役割を担っており、放課後児童クラブや放課後子ども教室のように登録をしなくても、自由に子どもが来館して利用することができます。

しかし、本市の児童館は、設置後、相当の年数が経過した施設が多いことから、利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。

### ■児童館の概要

設置数	25 館（各連区に1館、ただし、木曾川町連区は3館）
開館日時	月～土曜日 9時30分～17時30分



## 第6章 計画の推進

---





## 1 計画の推進体制

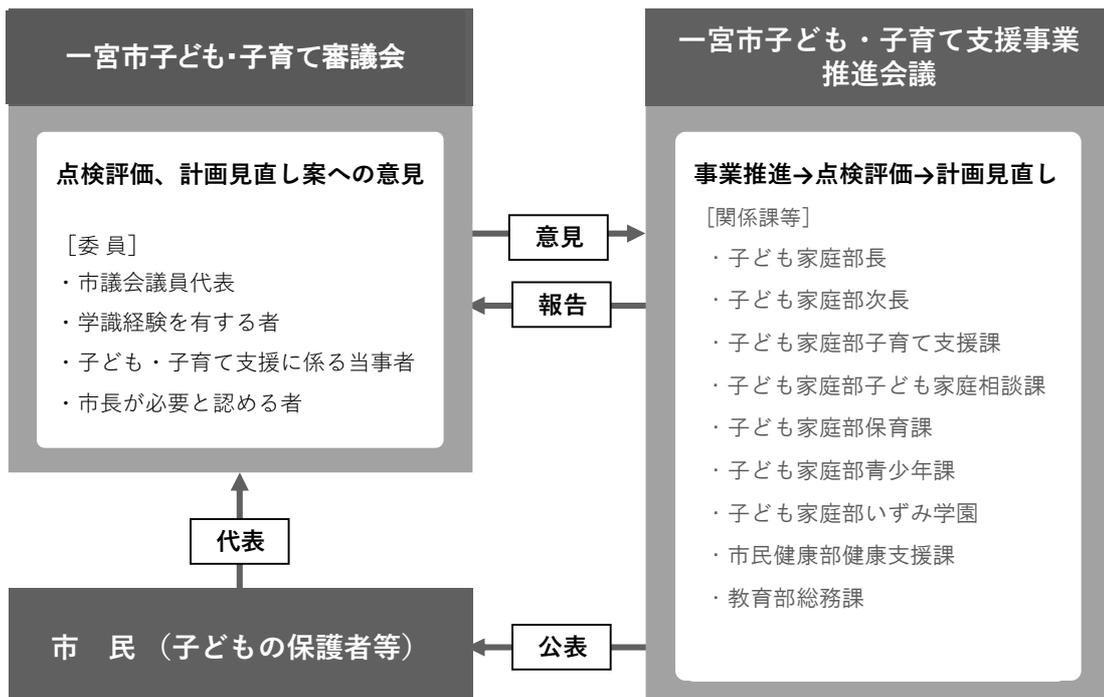
- ・「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」において、関係課の連携により事業を推進します。
- ・保育園・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域と連携し、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聞きながら取り組みを広げていきます。
- ・社会情勢の急速な変化に対応し、新たな課題についても迅速に対応します。



## 2 計画の進捗管理

- ・「一宮市子ども・子育て支援事業推進会議」は、計画期間の各年度において、本計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を実施します。
- ・本計画の達成状況及び点検、評価の結果は、「一宮市子ども・子育て審議会」に報告し、意見を求めます。
- ・点検、評価の結果は、市ウェブサイト等で公表します。
- ・本計画に定める量の見込みが大きく変動する場合や、改定が必要な場合には、「一宮市子ども・子育て審議会」の意見を聞いた上、中間年の令和4年度に計画の一部見直しを行います。

### ■一宮市子ども・子育て支援事業計画推進体制





## 資料編



一宮市子ども・子育て支援事業計画推進状況.....
第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯.....
一宮市子ども・子育て会議条例及び委員名簿.....
一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱.....



# 一宮市子ども・子育て支援事業計画推進状況

## 推進状況(1) 幼児期の教育・保育(1号認定)

301

区分	項目	参考	計画期間						
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
1号認定	全市	計画(確保内容)							
		定員		5,624	5,624	5,624	5,573	5,442	
		特定教育・保育施設		0	1,320	2,640	144	222	
		確認を受けない幼稚園		5,624	4,304	2,984	5,309	5,100	
		実績							
		入園実績	4,905	4,743	4,504	4,328	4,150		
		特定教育・保育施設	0	87	86	176	222		
		確認を受けない幼稚園	4,905	4,656	4,418	4,152	3,928		
		定員	5,624	5,624	5,624	5,588	5,446		
		特定教育・保育施設	0	90	90	144	226		
		確認を受けない幼稚園	5,624	5,534	5,534	5,444	5,220		
		過不足	719	881	1,120	1,260	1,296		
	東区域	計画(確保内容)							
		定員		1,817	1,778	1,778	1,764	1,763	
		特定教育・保育施設		—	426	853	90	90	
		確認を受けない幼稚園		1,817	1,352	925	1,674	1,673	
		実績							
		入園実績	1,611	1,569	1,462	1,386	1,321		
		定員	1,817	1,817	1,817	1,817	1,802		
		過不足	206	248	355	431	481		
		西区域	計画(確保内容)						
			定員		1,824	1,785	1,785	1,785	1,785
			特定教育・保育施設		—	428	856	0	0
			確認を受けない幼稚園		1,824	1,357	929	1,785	1,785
	実績								
	入園実績		1,415	1,354	1,304	1,274	1,254		
	定員		1,824	1,824	1,824	1,824	1,824		
	過不足		409	470	520	550	570		
	北区域		計画(確保内容)						
			定員		1,983	2,061	2,061	2,024	1,894
特定教育・保育施設				—	466	931	54	132	
確認を受けない幼稚園				1,983	1,595	1,130	1,970	1,762	
実績									
入園実績		1,879	1,820	1,738	1,668	1,575			
定員		1,983	1,983	1,983	1,947	1,820			
過不足		104	163	245	279	245			

推進状況(1) 幼児期の教育・保育(2号認定)

302

区分	項目	参考	計画期間					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
2号認定	全市	計画(確保内容)						
		定員		6,950	6,800	6,800	6,800	6,800
		特定教育・保育施設		6,950	6,800	6,800	6,800	6,800
		実績						
		2号認定実績	5,812	5,784	5,813	5,786	5,772	
		2号認定対象の定員総数	6,952	6,868	6,794	6,770	6,713	
		過不足	1,140	1,084	981	984	941	
	東区域	計画(確保内容)						
		定員		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		特定教育・保育施設		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		実績						
		2号認定実績	1,848	1,821	1,906	1,878	1,868	
		2号認定対象の定員総数	2,189	2,165	2,186	2,158	2,133	
		過不足	341	344	280	280	265	
	西区域	計画(確保内容)						
		定員		2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
		特定教育・保育施設		2,550	2,500	2,500	2,500	2,500
		実績						
		2号認定実績	2,105	2,102	2,091	2,030	2,001	
		2号認定対象の定員総数	2,467	2,437	2,395	2,353	2,344	
		過不足	362	335	304	323	343	
北区域	計画(確保内容)							
	定員		2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	
	特定教育・保育施設		2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	
	実績							
	2号認定実績	1,859	1,861	1,816	1,878	1,903		
	2号認定対象の定員総数	2,296	2,266	2,213	2,259	2,236		
	過不足	437	405	397	381	333		

推進状況(1) 幼児期の教育・保育(3号認定)

3の3

区分	項目	参考	計画期間						
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
3号認定	全市	計画(確保内容)							
		定員		2,435	2,699	2,876	3,004	3,053	
		特定教育・保育施設(0歳)		439	467	489	505	511	
		地域型保育事業(0歳)		7	28	38	45	46	
		特定教育・保育施設(1,2歳)		1,958	2,080	2,178	2,252	2,276	
		地域型保育事業(1,2歳)		31	124	171	202	220	
		実績							
		3号認定実績	2,118	2,243	2,404	2,554	2,592		
		0歳	150	161	207	176	195		
		1,2歳	1,968	2,082	2,197	2,378	2,397		
		定員	2,435	2,556	2,825	2,931	3,035		
		特定教育・保育施設(0歳)	305	349	394	368	396		
		地域型保育事業(0歳)	0	0	30	42	59		
		特定教育・保育施設(1,2歳)	2,130	2,195	2,304	2,379	2,386		
		地域型保育事業(1,2歳)	0	12	97	142	194		
		過不足	317	313	421	377	443		
		東区域	計画(確保内容)						
			定員		807	913	1,030	1,098	1,117
			特定教育・保育施設(0歳)		142	147	158	163	164
			地域型保育事業(0歳)		3	17	27	34	37
			特定教育・保育施設(1,2歳)		646	671	720	745	744
	地域型保育事業(1,2歳)			16	78	125	156	172	
	実績								
	3号認定実績		708	750	788	854	855		
	0歳		51	54	70	57	58		
	1,2歳		657	696	718	797	797		
	定員		782	828	924	941	955		
	特定教育・保育施設(0歳)		82	98	109	98	101		
	地域型保育事業(0歳)		0	0	15	18	21		
	特定教育・保育施設(1,2歳)		700	718	746	755	747		
	地域型保育事業(1,2歳)		0	12	54	70	86		
	過不足	74	78	136	87	100			
	西区域	計画(確保内容)							
		定員		825	983	1,043	1,093	1,093	
		特定教育・保育施設(0歳)		145	166	177	186	191	
		地域型保育事業(0歳)		4	11	11	11	9	
		特定教育・保育施設(1,2歳)		661	760	809	850	845	
		地域型保育事業(1,2歳)		15	46	46	46	48	
		実績							
		3号認定実績	743	777	854	914	918		
		0歳	56	62	84	62	83		
		1,2歳	687	715	770	852	835		
定員		868	913	1,053	1,104	1,141			
特定教育・保育施設(0歳)		128	152	182	162	175			
地域型保育事業(0歳)		0	0	15	18	29			
特定教育・保育施設(1,2歳)		740	761	813	865	851			
地域型保育事業(1,2歳)		0	0	43	59	86			
過不足	125	136	199	190	223				
北区域	計画(確保内容)								
	定員		803	803	803	813	843		
	特定教育・保育施設(0歳)		152	154	154	156	156		
	地域型保育事業(0歳)		0	0	0	0	0		
	特定教育・保育施設(1,2歳)		651	649	649	657	687		
	地域型保育事業(1,2歳)		0	0	0	0	0		
	実績								
	3号認定実績	667	716	762	786	819			
	0歳	43	45	53	57	54			
	1,2歳	624	671	709	729	765			
	定員	785	815	848	886	939			
	特定教育・保育施設(0歳)	95	99	103	108	120			
地域型保育事業(0歳)	0	0	0	6	9				
特定教育・保育施設(1,2歳)	690	716	745	759	788				
地域型保育事業(1,2歳)	0	0	0	13	22				
過不足	118	99	86	100	120				

推進状況(2) 地域子ども・子育て支援事業

201

事業名	項目	参考		計画期間					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
① 妊婦健康診査 〔妊婦健診〕	計画(確保内容)								
	受診者数			3,280人	3,259人	3,214人	3,164人	3,117人	
	延べ受診回数			38,700件	38,500件	38,000件	37,300件	36,800件	
	実績								
	対象者数	3,167人	3,145人	3,106人	2,985人	2,882人	2,749人		
② 乳児家庭全戸訪問事業 〔こんにちは赤ちゃん訪問事業〕	計画(確保内容)								
	訪問件数			3,305人	3,280人	3,259人	3,214人	3,164人	
	実績								
	出生数	3,162人	3,085人	3,071人	3,040人	2,861人	2,885人		
	訪問件数	3,027人	2,918人	2,902人	2,882人	2,718人	2,708人		
③ 利用者支援事業 〔母子健康包括支援センター事業〕	計画(確保内容)								
	実施か所数			0か所	1か所	3か所	3か所	3か所	
	実績								
④ 地域子育て支援拠点事業 〔子育て支援センター事業〕	計画(確保内容)								
	延べ利用可能数			171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	171,500人日	
	実施か所数			8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
	実績								
	延べ利用数	76,066人日	75,243人日	76,778人日	79,511人日	72,845人日	70,992人日		
⑤ 一時預かり事業	通常の一時預かり	計画(確保内容)							
		一時保育			49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日	49,810人日
		子ども一時預かり			1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日	1,280人日
		子育て援助活動支援			4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日
	幼稚園における一時預かり	計画(確保内容)							
		延べ利用数			98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日	98,000人日
		実績							
		延べ利用数	71,941人日	81,499人日	79,266人日	79,610人日	82,455人日	80,692人日	
		一時保育	12,674人日	12,897人日	14,210人日	14,253人日	13,684人日	14,684人日	
		子ども一時預かり	1,205人日	1,381人日	1,571人日	1,628人日	1,839人日	2,089人日	
⑥ 子育て援助活動支援事業 〔ファミリー・サポート・センター事業〕	計画(確保内容)								
	活動件数			4,800件	4,800件	4,800件	4,800件	4,800件	
	援助会員数			120人	120人	120人	120人	120人	
	依頼会員数			600人	600人	600人	600人	600人	
	両方会員数			75人	75人	75人	75人	75人	
	実績								
	活動件数	4,751件	4,116件	3,409件	3,811件	2,991件	3,463件		
	うち小学生	1,856件	1,699件	1,698件	1,714件	1,670件	1,781件		
⑦ 病児保育事業 〔病児・病後児保育事業〕	計画(確保内容)								
	延べ利用可能数			1,470人日	1,470人日	2,205人日	2,205人日	2,205人日	
	実施か所数			2か所	2か所	3か所	3か所	3か所	
	実績								
	延べ利用数	214人日	99人日	134人日	151人日	275人日	371人日		
⑧ 子育て短期支援事業 〔ショートステイ事業〕	計画(確保内容)								
	延べ利用数			100人日	100人日	100人日	100人日	100人日	
	実施か所数			5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
	実績								
	延べ利用数	9人日	6人日	42人日	40人日	2人日	49人日		
⑨ 放課後児童健全育成事業 〔放課後児童クラブ〕	計画(確保内容)								
	実施か所数	6か所	6か所	5か所	5か所	5か所	5か所		
推進状況(3)のとおり									

推進状況(2) 地域子ども・子育て支援事業

2の2

事業名	項目	参考		計画期間				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
⑩ 時間外保育事業 [延長保育事業]	計画(確保内容)							
	利用可能数			2,600人	2,730人	2,730人	2,925人	2,925人
	実施園数(市立)			26か所	28か所	28か所	31か所	31か所
	実施園数(私立)			14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	実績							
	利用者数	2,218人	2,243人	1,713人	1,707人	1,789人	1,718人	
	利用可能数	2,340人	2,340人	2,600人	2,730人	2,730人	2,925人	
⑪ 養育支援訪問事業 [育児支援家庭訪問事業]	計画(確保内容)							
	訪問支援可能家庭			50件	50件	50件	50件	50件
	実績							
	訪問支援必要家庭	28件	31件	41件	58件	43件	34件	
⑫ 実費徴収に係る補足給付事業 [要保護児童就園援助事業]	計画(確保内容)							
	給付人数				21人	27人	28人	28人
	実績							
	給付人数				21人	26人	22人	

推進状況(3) 放課後対策の総合的推進

1の1

事業名	項目	参考		計画期間				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童健全育成事業 [放課後児童クラブ]	計画(確保内容)							
	定員			3,934人	4,165人	4,305人	4,595人	4,684人
	施設数			56か所	56か所	56か所	58か所	58か所
	実績							
	利用希望児童	2,799人	2,978人	3,643人	3,769人	3,988人	4,349人	
	低学年	2,799人	2,978人	3,643人	3,404人	3,577人	3,796人	
	高学年	—	—	352人	365人	411人	553人	
	入所児童	2,753人	2,878人	3,394人	3,580人	3,869人	4,248人	
	低学年	2,753人	2,878人	3,097人	3,299人	3,509人	3,723人	
	高学年	—	—	297人	281人	360人	525人	
	定員	3,056人	3,092人	3,908人	4,089人	4,407人	4,595人	
	施設数	55か所	55か所	56か所	57か所	58か所	58か所	
	過不足	△46人	△100人	△249人	△189人	△119人	△101人	
放課後子ども教室	計画(確保内容)							
	実施か所数			平成31年度までに42校(すべての小学校)				
	実績							
	実施か所数	8校	8校	8校	12校	22校	32校	

子ども・子育て支援に関連する事業で、平成27年度以降に新たに実施・拡充した事業と、令和元年6月末現在、実施・拡充することとなっている事業を記載しています。

**基本目標1 親と子どもの健康づくり**

施策1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

1 妊娠・出産期の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
不妊治療費補助制度	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を補助します。ただし、一定の限度額があります。	拡充	特定不妊治療費補助について上限額を5万円から10万円に引き上げ【地方創生事業】	平成28年度	健康づくり課
電子母子手帳の導入	子育て支援サイト再構築のなかで、子どもの成長の記や予防接種の記録を行うことができる電子母子手帳機能を備えたスマホアプリを導入し、同時に市から子育て支援や母子保健に関する情報提供を行います。	新規	電子母子手帳機能を含む「いちのみや子育て支援アプリ」導入(平成29年3月) 【地方創生事業】	平成28年度	健康づくり課 子育て支援課
産後ケア	産後に体調不良や育児不安があり、家族等から援助が受けられない方に医療機関への宿泊や家庭訪問により母親の健康管理、食事・授乳・沐浴指導、相談等を行います。	新規	平成31年4月1日より事業開始	平成31年度	健康づくり課
産婦健康診査	産婦健康診査受診票を交付し、出産後8週までの産婦が医療機関で健康診査を受診します。	新規	平成31年4月1日以降に交付の母と子のしおりに受診票を綴じ込み	平成31年度	健康づくり課

**基本目標2 安心で楽しい子育ての推進**

施策2-2 子育ての相談と情報提供の充実

2 地域子育て支援情報の提供

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
こども家庭相談室の設置	児童相談のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。また、夜間の電話児童相談を行います。	新規	市区町村子ども家庭総合支援拠点機能として整備し、児童相談やひとり親家庭相談などの担当を、こども家庭相談室として新設 専門職員等を3名増員し、児童相談の時間を拡張 10:00~12:00⇒8:30~12:00 13:00~16:30⇒13:00~17:15	平成30年度	子育て支援課
子育て支援サイト	子育て支援サイトを開設し、子育てに関する情報を提供します。また、子育て支援掲示板は、ウェブにおいて交流や情報交換の場を提供します。	拡充	「いちのみや子育て支援サイト」を再構築 これに伴い、子育て支援掲示板は廃止し、「いちのみや子育て支援アプリ」導入(平成29年3月) 【地方創生事業】	平成28年度	子育て支援課
子育て支援情報誌	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、子育てに関する情報の提供を行います。	拡充	子育て支援情報誌は、より幅広く総合的な情報を提供する「いちのみや子育て支援ハンドブック」として発行	平成29年度	子育て支援課
赤ちゃんの駅事業	子どもを連れて外出しやすい環境を整備するため、おむつ替えや授乳ができる公共・民間施設を登録し、子育て支援サイト・アプリで情報提供をします。	新規	子育て支援サイト・アプリで情報提供(平成29年3月)	平成28年度	子育て支援課
		拡充	屋外のイベント等でおむつ替え・授乳スペースとして設置する「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを開始(平成30年7月)	平成30年度	子育て支援課

3 施設・サービス利用に関する支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
利用者支援事業	利用者のニーズをさらに把握して、適切な形態で支援ができるよう検討を進めます。	新規	利用者支援事業母子保健型(母子健康包括支援センター事業)として実施。母子健康手帳交付を3ヶ所の保健センターで実施し、交付時に全妊婦に面接・相談を行い、支援プランを作成し必要な情報提供をする。支援を要する妊婦には別に支援計画を作成し、保健師により訪問、電話等で支援を行う。出産後もこどもには赤ちゃん訪問や健診等母子保健サービスを中心に継続支援を行う。【地方創生事業】	平成29年度	健康づくり課

施策2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進

1 子育てに関する学習と交流の拠点整備

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	拡充	千秋保育園内の千秋子育て支援センターを専用施設に移転(平成29年2月移転)	平成28年度	子育て支援課

施策2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

1 相互援助活動の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
子育て援助活動支援事業	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。(ファミリー・サポート・センター事業)	拡充	グループで登録し、LINEによって相互援助活動の連絡を行うLINE友だち会員制度を導入 【地方創生事業】	平成29年度	子育て支援課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

502

施策2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備

2 病児の預かり

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
病児・病後児保育事業	当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていないため、または病気回復期にあって、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを病児・病後児保育室で預かり保育します。	拡充	平成29年4月より新たにあんず保育所で病児保育事業を実施。	平成29年度	保育課

施策2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

1 手当の支給

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
児童手当	中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特例給付を支給します。	拡充	寡婦(夫)控除のみなし適用	平成29年度	子育て支援課
		拡充	長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用	平成30年度	子育て支援課
		拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課

2 医療費の助成

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
子ども医療費助成事業	中学生までの子どもの医療費について、自己負担分の全部または一部を助成します。	拡充	平成28年4月受診分から、小中学生の通院医療費の自己負担額を3分の2助成から全額助成に拡大【地方創生事業】	平成28年度	保険年金課

3 教育・保育にかかる負担の軽減

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
保育料の軽減・減免	保育料の自己負担率を国の基準に比べ、軽減、減免します。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年9月以降の保育料算定から実施	平成29年度	保育課
保育料の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人が同時に入所している場合、保育料を無料にします。	拡充	第三子保育料無料化等事業の対象を3歳以上の幼児にも拡大【地方創生事業】	平成28年度	保育課
私立幼稚園就園奨励費	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園させている市内在住の保護者に対し、入園料、保育料の減免をします。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年度から実施	平成29年度	保育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などでかかる費用(日用品や行事費など)の負担軽減を検討します。	新規	要保護児童就園援助事業の開始	平成28年度	保育課
幼児教育・保育の無償化	3歳～就学前の幼児の教育・保育にかかる費用を無償化します。(住民税非課税世帯は0～2歳児も対象)	新規	令和元年10月から実施	平成31年度	保育課

施策3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

1 子どもの遊びや多様な体験の促進

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	拡充	4小学校(葉栗、浅野、北方、萩原)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成28年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(宮西、大志、丹陽、大和西、中島、富士、浅井中、朝日東、大徳、木曾川西)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成29年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(西成、赤見、丹陽南、浅井南、千秋、千秋南、西成東、今伊勢西、開明、黒田)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成30年度	青少年育成課
		拡充	4小学校(浅井北、大和南、千秋東、朝日西)で土曜日版を平日版に変更し、6小学校(貴船、神山、向山、瀬部、大和東、木曾川東)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成31年度	青少年育成課

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

施策4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

2 企業の取り組みの支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
男女共同参画推進事業所の表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等を表彰します。	新規	実施(平成28年2月募集開始)【地方創生事業】	平成27年度	企画政策課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

施策4-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

1 幼児期の教育・保育

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
教育・保育施設	保育園、幼稚園、(認定こども園)による教育・保育を行います。	新規	幼稚園1か所が認定こども園へ移行	平成30年度	保育課
		拡充	さらに幼稚園1か所が認定こども園へ移行	平成31年度	保育課
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育による保育を検討します。	新規	小規模保育施設6か所開設 事業所内保育施設1か所開設	平成28年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所さらに3か所開設	平成29年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所をさらに4か所開設	平成30年度	保育課
		拡充	小規模保育事業所をさらに3か所開設	平成31年度	保育課
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	拡充	実施園を3園追加	平成29年度	保育課
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。	拡充	実施園を1園追加	平成31年度	保育課
一宮駅周辺等に開設する小規模保育事業所への補助	一宮駅周辺等の保育ニーズの高い地域において、0～2歳を保育する小規模保育事業所の開設を促進し、子どもを預けたい保護者の需要に応えます。	新規	小規模保育施設3か所開設【地方創生事業】	平成28年度	保育課
		拡充	継続実施【地方創生事業】	平成29年度	保育課
		拡充	小規模保育施設をさらに3か所開設し、合計6か所で実施【地方創生事業】	平成30年度	保育課
		拡充	小規模保育施設をさらに1か所開設し、合計7か所で実施【地方創生事業】	平成31年度	保育課
事業所内保育施設整備事業	事業所内の保育施設・託児施設の整備に補助金を交付し、整備を推進します。	新規	平成29年3月1日事業実施済【地方創生事業】	平成28年度	経済振興課
きょうだい同一園入園事業	保育園の入所について、既入所の園児がいる場合、その兄弟姉妹は同一園に入園しやすくする	新規	保育所入所認定基準を見直し、平成29年度分の入所受付から新基準で実施	平成29年度	保育課

2 総合的な放課後対策

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。	拡充	対象児童1～3年生を1～4年生に拡大、H27.7貴船児童クラブを移転、H27.7-8夏期臨時放課後児童クラブを2か所で実施、H28.4起児童クラブを開設	平成27年度	子育て支援課
		拡充	H28.7富士児童クラブを開設、H28.7-8夏期臨時放課後児童クラブを2か所で実施、H29.3今伊勢児童クラブを移転、奥児童館児童クラブ棟を建設、葉栗北校下児童クラブを移転【地方創生事業】	平成28年度	子育て支援課
		拡充	H30.3宮西児童館児童クラブ棟、外割田児童館児童クラブ棟建設、浅野校下児童クラブ増築【地方創生事業】	平成29年度	子育て支援課
		拡充	浅井児童館増築、黒田南児童館児童クラブ棟を建設【地方創生事業】	平成31年度	子育て支援課
児童館整備事業	利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。	拡充	今伊勢児童館大規模修繕実施	平成28年度	子育て支援課
		拡充	奥児童館大規模修繕実施	平成29年度	子育て支援課
		拡充	浅井児童館大規模修繕実施	平成30年度	子育て支援課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	拡充	4小学校(葉栗、浅野、北方、萩原)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成28年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(宮西、大志、丹陽、大和西、中島、富士、浅井中、朝日東、大徳、木曾川西)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成29年度	青少年育成課
		拡充	10小学校(西成、赤見、丹陽南、浅井南、千秋、千秋南、西成東、今伊勢西、開明、黒田)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成30年度	青少年育成課
		拡充	4小学校(浅井北、大和南、千秋東、朝日西)で土曜日版を平日版に変更し、6小学校(貴船、神山、向山、瀬部、大和東、木曾川東)で平日版を新たに実施【地方創生事業】	平成31年度	青少年育成課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

504

施策4-3 産後・育児休業後の復帰支援

1 情報提供と円滑な保育などの利用支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
休業明けの子育て支援サービス利用にかかる配慮	休業明けに、保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	新規	放課後児童クラブは、育児休業からの復帰予定者の当初申込時点での入所予約申込を実施	平成29年度	保育課 子育て支援課
休業に関する各種制度の情報提供	子ども家庭相談や利用者支援事業(検討事業)のなかで、各種制度の情報を収集するとともに、情報提供を行います。	新規	子育て支援ハンドブックに「働くお母さん・お父さんのための制度」のコラムを掲載し、情報提供を開始	平成29年度	子育て支援課

基本目標5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

施策5-1 児童虐待対策の充実

2 早期発見と対応体制の整備

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
子ども家庭相談室の設置【再掲】	児童相談のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。また、夜間の電話児童相談を行います。	新規	市区町村子ども家庭総合支援拠点機能として整備し、児童相談やひとり親家庭相談などの担当を、子ども家庭相談室として新設 専門職員等を3名増員し、児童相談の時間を拡張 10:00~12:00⇒8:30~12:00 13:00~16:30⇒13:00~17:15	平成30年度	子育て支援課
子ども家庭相談員の配置	子ども家庭相談室(子育て支援課)に、家庭訪問、子どもとの面接調査等を行う、子ども家庭相談員を配置し、児童虐待ケースに対応します。	拡充	相談員の人員を3人から4人へと増員	平成27年度	子育て支援課

3 児童虐待の予防

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ネットワークによる見守り支援の実施	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	拡充	子ども家庭相談システムを導入し、庁内連携を強化(平成29年3月稼働)	平成28年度	子育て支援課

施策5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

2 子育てと生活の支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ひとり親家庭の子育て支援サービス利用にかかる配慮	ひとり親家庭が保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	拡充	非婚のひとり親家庭にも寡婦(夫)控除を適用する「みなし適用」を平成29年9月以降の保育料算定から実施	平成29年度	保育課・子育て支援課

3 就業支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	拡充	支給額を受講費用の20%から60%に引き上げ	平成28年度	子育て支援課
		拡充	ハローワークの教育訓練給付金を受ける方も対象として、差額を支給。	平成29年度	子育て支援課
		拡充	対象資格を拡大し、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定講座も対象とした。専門実践教育訓練給付金については受講料の6割(上限20万円)×修学年数を支給する(上限80万円)。	平成31年度	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金等	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	拡充	養成機関のカリキュラムが2年以上から1年以上に、支給期間が2年から3年に拡大。対象資格に調理師を追加	平成28年度	子育て支援課
		拡充	准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算36月を越えない範囲で支給する。	平成30年度	子育て支援課
		拡充	資格取得のため4年課程が必要となる場合、支給上限期間を48月とする。また、修業期間の最終12月については毎月4万円を上乗せ支給する。	平成31年度	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が高卒認定試験の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	新規	実施	平成27年度	子育て支援課
		拡充	対象をひとり親家庭の子へ拡大	平成28年度	子育て支援課
就業支援専門員の配置	就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的・包括的な支援体制を構築・強化するために就業支援専門員を配置します。	新規	就業支援専門員を1人配置	平成27年度	子育て支援課

推進状況(4) 報告事項(平成27年度以降に新たに実施した事業・拡充した事業等)

505

4 経済的支援

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	拡充	12月支給分(8~11月分)から第2子の加算額5千円から最大1万円、第3子以降の加算額3千円から最大6千円へ引き上げ	平成28年度	子育て支援課
		変更	4月分から減額。第2子以降の加算額にも物価スライド制を導入。第1子は10円~40円、第2子、第3子は0円~10円の減額。	平成29年度	子育て支援課
		拡充	4月分から増額。第1子は50円~210円、第2子は20円~50円、第3子は10円~30円の増額。	平成30年度	子育て支援課
		拡充	4月分から増額。第1子は90円~410円、第2子は50円~100円、第3子は30円~60円の増額。	平成31年度	子育て支援課
		拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課
遺児手当	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	拡充	受給者の家計の安定及び利便性の向上を図るため、支給月を年3回から年6回(H31年度は5回)に変更	平成31年度	子育て支援課
遺児入学卒業祝金(廃止) 一宮市遺児一時金(新規)	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に一時金を支給します。	拡充	祝金制度から遺児一時金制度へ変更。所得制限を設け、平成29年3月卒業分から中学校卒業を1万円から1万5千円へ引き上げ(平成29年2月1日新規実施)	平成28年度	子育て支援課
非婚のひとり親家庭に対する寡婦(夫)控除のみなし適用	非婚のひとり親家庭を対象に、所得税法及び地方税法に規定する寡婦(夫)控除が適用されるものとみなして行政サービスの利用に係る負担金、給付金及び補助金等を決定します。	新規	保育料、放課後児童クラブ利用手数料等について実施	平成29年度	保育課・子育て支援課
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業	所得の低い未婚のひとり親の方に対して、税制改正に向けて検討されている寡婦(夫)控除の適用までの臨時的措置として、児童扶養手当に上乗せして支給します。	新規	上乗せ分17,500円を支給	平成31年度	子育て支援課

施策5-3 障害のある子どもに対する支援の充実

事業名	事業概要・方針	実施区分	実施内容	実施年度	担当課
ペアレント・プログラム講座実施事業	発達障害が疑われる子どもをもつ保護者が、児童の行動の客観的な理解の仕方等を学ぶ講座を実施します。同時に児童及び保護者と常に関わりのある保育士、保健師等も受講し、指導者養成を図ります。	新規	モデル事業として開催(1クール6回の内容を2クール)	平成28年度	福祉課・保育課・子育て支援課・いずみ学園・健康づくり課
地域生活支援事業	就園前の子どもとその保護者を対象にふれあい遊び、リズム、育児相談を行います。就園している子どもを対象に体験療育を行います。	新規	親子遊び広場、体験療育を実施	平成28年度	いずみ学園
巡回訪問支援事業	保育所や地域の事業所に在籍している発達の気になるお子さんへの指導について、訪問支援員と支援方法や対応の仕方を一緒に考えていきます。	新規	保育所および地域の事業所の巡回訪問を実施	平成29年度	いずみ学園



## 第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

年月日	事項
平成30年 7月4日	平成30年度 第1回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■子ども・子育て支援事業計画推進状況報告について</li> <li>■放課後対策の進捗状況及び今後の計画について</li> </ul>
7月20日	平成30年度 第1回 一宮市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭的保育事業者等に関する認可及び特定地域型保育事業者の確認について</li> <li>■子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> </ul>
10月22日～ 11月2日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
平成31年 1月8日	平成30年度 第2回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■次期計画における教育・保育提供区域の変更について</li> <li>■子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計・分析の中間報告</li> </ul>
1月25日	平成30年度 第2回 一宮市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■特定教育・保育施設の確認について</li> <li>■平成31年度保育実施内容について</li> <li>■保育所等施設総合管理計画について</li> <li>■子ども・子育て支援に関するアンケート調査の集計・分析の中間報告について</li> </ul>
4月11日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査【結果報告書】の公表
令和元年 6月26日	「いちのみや”子育てCafe”」開催
7月17日	令和元年度 第1回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■放課後対策の進捗状況及び今後の計画について</li> <li>■子ども・子育て支援事業計画推進状況報告について</li> <li>■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画策定について</li> </ul>
8月9日	令和元年度 第1回 一宮市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■家庭的保育事業者等に関する認可及び特定地域型保育事業者の確認について</li> <li>■子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> </ul>
11月7日	令和元年度 第2回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
11月20日	令和元年度 第2回 一宮市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■会長及び副会長の選出について</li> <li>■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
12月13日	子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく愛知県との協議完了
12月6日～ 令和2年 1月6日	市民意見提出制度（パブリック・コメント）実施
2月6日	令和元年度 第3回 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■市民意見提出制度の結果について</li> <li>■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について</li> </ul>
2月18日	令和元年度 第3回 一宮市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>■第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について</li> <li>■令和2年度保育実施内容について</li> </ul>



# 一宮市子ども・子育て会議条例及び委員名簿

## 一宮市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 24 日

条例第 26 号

改正 平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、一宮市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に係る当事者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

(平 28 条例 1・一部改正)

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一宮市保育審議会の設置に関する条例の廃止)

2 一宮市保育審議会の設置に関する条例(平成 7 年一宮市条例第 20 号)は、廃止する。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

以下省略

付 則(平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市子ども・子育て会議委員名簿（平成30年度・平成31年度）

任期 平成29年11月1日～令和元年10月31日、令和元年11月1日～令和3年3月31日

区分	役職	氏名	所属等	委員在任期間
第3条第2項 第1号 (市議会議員) 関係	委員	花谷 昌章	市議会議員	平成30年6月1日～
	委員	彦坂 和子	市議会議員	～令和元年6月2日
	委員	市川 智明	市議会議員	令和元年6月3日～
第3条第2項 第2号 (学識経験を 有する者) 関係	会長	堀 義幸	修文大学短期大学部教授 幼児教育学科長	～令和元年10月31日
	会長	加藤 渡	修文大学短期大学部教授 幼児教育学科長	令和元年11月1日～
	副会長	上村 晶	桜花学園大学保育学部教授	
	委員	渋谷 典子	NPO 法人参画プラネット 代表理事	
第3条第2項 第3号 (子ども・子育て 支援に係る 当事者) 関係	委員	横井 美好子	小中学校教諭代表	
	委員	藤原 順子	小中学校保護者代表	平成30年6月1日～ 令和元年6月2日
	委員	岡本 美紀恵	小中学校保護者代表	令和元年6月3日～
	委員	平野 悦子	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部 支部長	～令和元年6月2日
	委員	西 敬子	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部 支部長	令和元年6月3日～
	委員	小沢 昇子	幼稚園保護者代表	～令和元年6月2日
	委員	馬淵 沙織	幼稚園保護者代表	令和元年6月3日～
	委員	林 一英	民間保育協会 会長	
	委員	下嶋 優希	公立保育園保護者代表	～令和元年6月2日
	委員	伊串 沙絵	公立保育園保護者代表	令和元年6月3日～
	委員	下園 早苗	私立保育園保護者代表	～令和元年6月2日
	委員	宮地 涼子	私立保育園保護者代表	令和元年6月3日～
第3条第2項 第4号 (前3号に掲 げるもののほ か、市長が必要 と認める者) 関係	委員	太田 一弘	民生児童委員連絡協議会会長	
	委員	高橋 さゆり	主任児童委員部会長	～平成30年11月30日
	委員	小川 典子	主任児童委員部会長	平成30年12月1日～ 令和2年1月5日
	委員	南 喜代美	主任児童委員部会長	令和2年1月6日～
	委員	山村 孝幸	愛知県一宮児童相談センター長	～令和元年6月2日
	委員	近藤 雅明	愛知県一宮児童相談センター長	令和元年6月3日～
	委員	伊藤 祐幸	一宮市こども部部长	



# 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱

## 一宮市子ども・子育て支援事業推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第61条の規定により策定した一宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に掲げる事業について、市内の連携により推進するため、子ども・子育て支援事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所 掌)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画に掲げる事業の連携による推進に関すること。
- (2) 事業計画の達成状況を取りまとめ、点検、評価を行うこと。
- (3) 事業計画の変更に関すること。
- (4) その他推進会議の目的を達するために必要と認められる事項に関すること。

### (組 織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議の会長は、こども部長をもって充てる。
- 3 会長に事故ある場合は、こども部次長を職務代理人とする。
- 4 幹事は、推進会議の所掌事項を整理するものとする。
- 5 推進会議は、必要に応じて、部会及び作業部会を設置することができる。

### (会 議)

第4条 推進会議は、会長が招集するものとする。

- 2 推進会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶 務)

第5条 推進会議の庶務は、こども部子育て支援課が担当するものとする。

### (雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 別 表

子ども・子育て支援事業推進会議委員	備 考
こども部長	会 長
こども部次長	職務代理人
こども部子育て支援課長	幹 事
こども部子育て支援課こども家庭相談室長	
こども部保育課長	幹 事
こども部青少年育成課長	
市民健康部健康づくり課長	
教育文化部総務課長	

## 第2期一宮市子ども・子育て支援事業計画

---

発行年月 令和2年3月

発行 一宮市

編集 こども部子育て支援課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

TEL : 0586-28-9022 FAX : 0586-73-7701

---



**第2期 一宮市 子ども・子育て支援事業計画**

発行：一宮市

編集：こども部子育て支援課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL:0586-28-9022 FAX:0586-73-7701